

8. 生 活 ・ 産 業

1 国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現【最重点】

1 サステナブルファイナンスの先進都市の実現

(提案要求先 内閣官房・内閣府・金融庁・厚生労働省・経済産業省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室)

サステナブルファイナンスの先進都市の実現に向け、脱炭素化の実現に向けたトランジションファイナンスの推進やサステナビリティ実現に向けた規制改革等の推進について、アジアをけん引する姿勢で取り組むとともに、資産運用プレイヤーの集積や成長を支える取組など、国内外から投資を呼び込むための環境づくりを加速させること。

<現状・課題>

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想 2.0」を策定し、様々な施策を展開している。政府は、「資産運用立国」を掲げ、これを実現することで我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげる考えを明らかにし、国は、令和5年12月23日に「資産運用立国実現プラン」を策定した。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、都のこれまでの取組と軌を一にするものである。加えて、令和6年6月4日には、意欲ある自治体と協働の上、国内外の金融・資産運用業者の集積、金融・資産運用業者等による地域の成長産業の育成支援、成長産業自体の振興・育成といった観点から取組を進めていくため「金融・資産運用特区実現パッケージ」を取りまとめ、東京都も対象地域とされたところである。

「資産運用立国」の実現に向けては、国内の機関投資家の資金や家計金融資産を成長分野への投資にシフトするとともに、国外からもより多くの資金を呼び込んでいく必要がある。そのため、国際的に競争力のある税制の構築、資産運用業への参入障壁や我が国独自のビジネス慣行の見直し等に取り組み、成長分野へのリスクマネーの供給を通じたイノベーション創出と、それに伴う果実の還元という好循環を生み出していくべきである。

東京都が目指す、サステナブルファイナンスの推進とスタートアップ振興を軸とした、「サステナブルな社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ」の実現に向けては、国と緊密に連携して取組を進めていくことが不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）国内資産運用業の活性化

- ア 金融商品取引業のライセンス登録が迅速に進むよう、審査体制を充実させること。
- イ 金融事業者のエコシステムを形成するため、信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲を拡大すること。具体的には、中小企業信用保険法施行令等を、制度対象の業種を列挙する方式から、除外される業種を列挙するネガティブリスト方式に変更すること。
- ウ 過去の運用実績を重視した、国の「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」を改定し、新興資産運用業者に門戸を開くこと。
- エ 機関投資家から新興資産運用業者（ＥＭ）への運用資金の拠出を促進するため、拠出額の一定割合を税額控除する等、税制上の優遇措置を講じること。
- オ ＥＭが自らの成長に必要な運用資金（シードマネー）を獲得できるようにするため、年金積立金管理運用独立行政法人をはじめとする公的年金等の管理運用主体がＥＭに対して一定の割合を資金拠出するよう、必要な措置を講じること。

（２）社会課題の解決に向けた投資を加速

- ア 現状、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資先とする投資法人に認められている時限の税制優遇措置を恒久化するとともに、優遇対象となる投資先を、系統用蓄電池等の再生可能エネルギーの導入拡大に資する設備に拡大すること。
- イ 持続可能な成長に必要な資金調達の円滑化に向け、昨年策定された企業のサステナビリティ情報の開示に関する国際的な基準に沿った日本版基準の早期最終化を後押しするとともに、情報開示に取り組む企業への支援を行うこと。
- ウ アジア諸国を含めたGX推進に向け、トランジションファイナンスの国際的な普及・理解醸成に取り組むこと。
- エ インパクト投融資の推進について、国際的な動向に目を配るとともに、今春創設された「インパクトコンソーシアム」において、インパクト創出に取り組むスタートアップ等の課題やニーズを積極的に聴取し、効果的な資金供給につながる仕組みづくりを推進すること。
- オ カーボン・クレジット市場の健全な発展に向け、多くの種類のクレジットが存在している状況を踏まえた情報開示のルール策定など、投資家保護や取引拡大に資する取組を進めること。

（３）海外の資産運用業者を通じた投資を促進

- ア 国内外からの資産運用業者をはじめとする多様な金融プレイヤーの参入を促進するため、法人税や所得税等の軽減を一層推進すること。
- イ 海外からの投資を促進する観点から、国内ファンドの外国組合員に対するPE（恒久的施設）課税制度の免除要件緩和や、都内で創設されたファンド（投資法人、契約型投資信託、投資事業有限責任組合等）に海外の機関投資家が投

資した場合の海外への配当等に対しては租税条約に係る免税申請の有無にかかわらず源泉徴収を行わないこととするなど、適切な措置を講じること。

(4) 家計金融資産による投資を拡大

- ア 国が設立した「金融経済教育推進機構」において、講師派遣の担い手をより多く確保する観点から、中立的な内容を担保することを要件に、個別の金融機関の参画も許容すること。また、同機構において、退職金等のまとまった資金を受け取る機会の前に、資産運用に関する講座を提供すること。
- イ 2024 年から導入されたN I S Aの新制度について活用が進むよう、安定的な資産形成の重要性や新たな制度の理解促進に取り組むこと。
- ウ 被相続人のN I S A口座内の資産について、相続人のN I S A口座へ年間投資上限額の別枠（但し、非課税保有限度額の範囲内）で直接移管することを可能とすることで、長期投資による安定的な資産形成を推進する制度とすること。
- エ 国内個人金融資産が、高い環境技術や潜在力を有する国内企業の成長資金として活用されるよう、「つみたて投資枠」の対象として指定されたインデックスにE S G指数を追加するなど、個人投資家のS D G s投資を後押しする税制に関する措置を講ずること。
- オ i D e C oの拠出限度額の拡大等制度の改革を実現すること。
- カ 退職時に現金でしか受領できない確定拠出年金の一時金について、有価証券のままで受領を可能とすることで、投資を継続できる制度とすること。

2 グローバルに活躍するスタートアップが生まれる都市の推進

(提案要求先 内閣官房・内閣府・金融庁・総務省・法務省・経済産業省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

スタートアップへの資金拠出促進に向け、V C等の投資環境を巡る税制・規制改革を進めるとともに、ブロックチェーン技術の活用などW e b 3をリードする視点をもって取組を強化すること。また、海外からの支援の呼び込みに向け、投資やビジネス、生活環境等に関する規制の緩和に向けた議論を加速させ、早期に受入環境を実現させること。

<現状・課題>

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想 2.0」を策定し、様々な施策を展開している。政府は、「資産運用立国」を掲げ、これを実現することで我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげる考えを明らかにし、国は、令和5年12月23日に「資産運用立国実現プラン」を策定した。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、都のこれまでの取組と軌を一にするものである。令和6年6月4日に公表された「金融・資産運用特区実現パッケージ」では、東京都も対象地域とされており、この枠組みを最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

また、スタートアップ支援に関しては、国が「スタートアップ育成5か年計画」を、都はスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」を打ち出し、共に取組を進めているところである。

国が掲げる「資産運用立国」を実現し、国が持続的に成長していくためには、世界の課題の解決に取り組むスタートアップ等の育成を強力に進めていく必要がある。必要な成長資金を呼び込み、成長を支える環境づくりを進める等、国と一体となった取組の推進が重要である。投資環境をめぐる規制等の改革のほか、投資家とスタートアップ等の成長企業のつなぎ手となる資産運用業の新規参入や成長を促進するとともに、仲介の場としての資本市場の機能の一層の強化に取り組む必要がある。

<具体的要求内容>

(1) スタートアップへの投資を拡大

- ア 世界に冠たるユニコーン企業を輩出するため、産業革新投資機構など政府系ファンドを通じて、レイター期のスタートアップに対する成長資金の供給を一層強化すること。
- イ 投資信託等について、上場ベンチャーファンドに投資した個人に対する税制上の優遇措置の新設や、排出権等、組入可能な投資対象の拡大等を通じて、

個人がスタートアップ等に投資しやすい環境を整備すること。

(2) Web3をリードする環境整備

ア Web3の社会を見据え、ブロックチェーン等を活用したイノベーションや、関連企業・人材の集積を促進するため、暗号資産の発行や流通に係る明確で安心・安全なルール整備に取り組むこと。とりわけ、セキュリティトークンの発行・流通について、事業者による円滑な資金調達を実現するため、投資家保護に配慮しつつ、必要な環境整備を進めること。

イ ブロックチェーン技術を活用した新たな資産への投資環境を整備するため、地方自治体によるデジタル証券の発行が可能となるよう、法整備を行うこと。

(3) 海外から支援を呼び込むための環境整備

ア 海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、都と連携した誘致活動の展開や海外ベンチャーキャピタル等の日本展開をサポートする誘致の仕組みづくりなど、海外からの国内スタートアップへの投資規模拡充に向けた取組を強化すること。

イ スタートアップを取り巻く新しいビジネス環境の構築の障壁となっている規制や制度について、スタートアップやエコシステムプレイヤーへの積極的な聴取等により、規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化につながる取組を進めること。

ウ 海外投資家向けのビザ活用が進むよう、家族などの帯同者等に関する規制の緩和実現に向けた検討を加速すること。

3 英語でビジネスができるグローバルスタンダードな都市の実現

(提案要求先 内閣官房・内閣府・金融庁・法務省・文部科学省・経済産業省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・財務局・教育庁)

グローバルスタンダードなビジネス環境や外国人の在留・生活環境の整備を進めるとともに、エコシステムを支える人材の育成に関する取組を強化し、多様な人材が活躍できる魅力的なフィールドを実現すること。

<現状・課題>

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想 2.0」を策定し、様々な施策を展開している。政府は、「資産運用立国」を掲げ、これを実現することで我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげる考えを明らかにし、国は、令和 5 年 12 月 23 日に「資産運用立国実現プラン」を策定した。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、都のこれまでの取組と軌を一にするものである。令和 6 年 6 月 4 日に公表された「金融・資産運用特区実現パッケージ」では、東京都も対象地域とされており、この枠組みを最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

東京都が目指す国際金融都市を実現し、グローバルに資金・人材・技術・情報と呼び込むゲートウェイとして日本・アジア全体の成長に貢献していくためには、ビジネスや生活を支える高度なエコシステムを形成する必要があり、在留資格等制度面での環境整備に加え、英語での行政手続完結や英文 I R 情報開示等、海外からの国内市場へのアクセスを容易にするための支援策の拡充など、グローバルスタンダードな環境整備の推進が重要である。

<具体的要求内容>

(1) 英語対応等によるビジネス環境のグローバル化を推進

ア プライム市場における英文 I R 情報の開示の義務について、対象を順次、有価証券報告書などに拡大すること。その際、英語による開示内容やタイミングが、日本語の開示と同等になるよう、適切な措置を講じること。また、義務化の対象を、順次スタンダード・グロース市場にも拡大していくこと。

イ 国内企業の英文 I R 情報開示を加速度的に広げていくため、金融庁等が開発した A I 翻訳システムの周知・活用を推進するとともに、対訳資料収集によりシステムの高度化を図ること。

ウ 都と FinCity.Tokyo が進める英文 I R 情報開示支援事業 (Disclosure G) の取組を全国で展開すること。

エ 海外企業による国内証券取引所への上場を推進するため、英文での上場推進や、上場申請に係る必要書類の作成支援等のきめ細かなサポートを実施すること。

オ 金融関連法令の英語翻訳・公表の推進や、拠点開設サポートオフィスにおけ

る英語での登録手続等の対象となる業の拡大等、金融行政の一層の英語化を図ること。

カ 都による誘致関係のインセンティブが付与された企業など、確実に都内に拠点を置くことが見込まれる金融系外国企業を対象に、金融業の登録申請等をスムーズに進める「拠点開設サポートオフィス」に引き続き取り組むこと。

キ 東京開業ワンストップセンターにおける定款認証、法人設立登記、雇用保険、労働保険、健康保険・厚生年金保険等の手続について、英語による記載・申請を可能とすること。

ク 金融系外国人材・企業による口座開設の円滑化に向けた支援を行うこと。

ケ 国際仲裁の活性化が日本企業の海外進出や海外からの対日投資呼び込みに資するという取組意義等を十分に意識し、日本・東京を仲裁地・審問場所とするなど国際仲裁を利用しやすい環境の整備を進めること。国際仲裁に精通するグローバルコミュニティで活躍できる実務家の育成や仲裁専用施設の整備に取り組むとともに、国際的な評価を高めるための取組の加速化を図ること。

コ ビジネス環境が充実したポテンシャルの高い都心の国有地など、産業の活性化に資する拠点等となる場を確保すること。

サ 貿易分野のデジタル化に向けて、国際標準に基づくデータ連携を促進する仕組みなど、環境整備を着実に進めること。

（２）在留・生活環境のグローバル化を推進

ア インターナショナルスクールの充実等、都と連携して魅力的な生活環境の整備を推進すること。

イ 国家戦略特区において、インターナショナルスクール向けに建物を整備し、貸し付けた者に係る税制優遇措置の拡充を図ること。

ウ 東京が海外の高度人材から選ばれる都市となるため、国家戦略特区で提案した「東京グローバルイノベーションビザ」について、外国創業活動促進事業における在留資格緩和を早期に実現すること。また、高度専門職人材の配偶者が日本に居住しながら海外企業等とのリモートワークでの就労を可能とする在留資格緩和を早期に実現すること。

エ 海外のパートナーシップ制度に基づく登録を行った同性パートナーが入国・在留できるよう、新たな在留資格を創設すること。

オ 高度金融人材等のニーズにかなった家事使用人利用の促進を図るため、特区による高度人材の家事使用人や親の帯同要件の更なる規制緩和を実現すること。

カ 家事支援外国人受入事業について、サービス提供地域を拡大するなどの制度拡充を実現すること。

キ クールジャパンの魅力発信等に資する外国人材を誘致するため、特区により、外国人理容師の就労を可能とする在留資格緩和を実現すること。また、外国人料理人の就労を促進する在留資格緩和を実現すること。

（３）エコシステムを支える人材を育成

ア サステナブルファイナンスをはじめとする金融プロフェッショナル人材の育

成やデータ整備等の取組を進めること。

イ サステナブルファイナンス等の視点も持った高度金融専門人材や高度金融専門人材を支えるデータサイエンティスト、金融関連の法務・コンプライアンス人材の育成について、取組を強化すること。

ウ 世界で学び、活躍する人材を育成し、また、国際都市として多くの留学生を引きつけるために、秋季入学を含めた柔軟で多様な学びの在り方について、幅広い観点から議論を積み重ねるなど、国の責任において検討を進めること。

2 スタートアップ支援の推進【最重点】

1 スタートアップ支援の連携と施策の強化

(提案要求先 内閣官房・内閣府・経済産業省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

起業数及びユニコーン数を拡大し、世界市場で打ち勝つスタートアップを育てていくため、都が進める「Tokyo Innovation Base (T I B)」に参画し、都及びT I Bに参画する関係者との密接な連携により、国内のイノベーション創出に向け、日本の一つの大きなエコシステムを育てる取組を強化すること。

<現状・課題>

世界の変革と成長をけん引するスタートアップを数多く輩出し、イノベーションによって社会課題を解決するため、国を挙げてスタートアップのエコシステム創出に取り組むことが重要である。

世界で打ち勝つスタートアップの育成を強力に進めていくためには、国と都との連携により、オールジャパンで取組を推進し、イノベーションを起こす場づくりを共に進めるとともに、資金や人材、ノウハウなどの経営資源が不足しているスタートアップに対し、官民一体で多様な側面から支援する体制を構築していく必要がある。国は、「スタートアップ育成5か年計画」において、官民による我が国のスタートアップ育成策の全体像やグローバルスタートアップキャンパス構想を掲げており、昨年6月に打ち出したいわゆる「骨太の方針2023」においても、スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進など具体的な施策展開の方針を明らかにしており、様々なスタートアップ拠点の設置や計画が進行している。

都も、スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」において、スタートアップやその支援者が集まり交流する一大拠点「Tokyo Innovation Base (T I B)」構想を掲げ、今年5月にグランドオープンを迎えた。これらの拠点をより効果的な場としていくために、都内各地の拠点との連携や多様な支援プログラムの提供など、国内エコシステムの一つの大きなネットワークを創り上げ、スタートアップ創出に社会全体で取り組むことが必要である。

<具体的要求内容>

世界を見据えたスタートアップの振興に向け、「スタートアップ育成5か年計画」に基づく施策展開を加速するとともに、国での施策の検討状況について、適宜、情報提供するなど、都と密接に連携し、資金、人材、販路などの多様な側面からの支援が抜本的に強化されるよう、共に取り組むこと。

T I Bにおけるスタートアップとスタートアップ支援に関わるあらゆるプレイ

ヤーとをつなぐ取組に参画し、支援プログラムや資金供給、メンタリング等、充実したスタートアップ創出支援が展開されるよう、国のプログラムのT I Bでの実施や国関連施設との連携の取組を進めること。

2 世界からスタートアップ支援者を呼び込むための取組の強化

(提案要求先 内閣官房・内閣府・経済産業省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

起業時から世界を見据え、世界市場に進出するスタートアップを輩出するために、海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、国内スタートアップに関するデータベースの整備など、戦略的な情報発信を都と連携して一体的に進めること。

<現状・課題>

スタートアップが世界で活躍するためには、優れた技術を持つスタートアップが海外からも的確に認知・把握されるよう、情報を戦略的に発信することが重要である。

一方で、日本のスタートアップへの投資規模は、海外と比べて圧倒的に小さく、グローバル展開へと挑戦・飛躍するためのリスクマネーの供給が不足している。

国では、「スタートアップ育成5か年計画」において第二の柱として、「スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化」を掲げており、スタートアップへの出資の促進を進め、海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備に取り組むこととしている。

都でも、スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」において、国内のみならず海外プレイヤーと連携し、グローバル市場を見据えた資金調達環境を整える仕掛けとして、海外ベンチャーキャピタル等の日本展開をサポートする誘致の仕組みの構築を掲げており、グローバルイベントの開催や海外のグローバルイベントの活用、国内スタートアップに関する情報を英語表記で一元的に扱うデータベースの整備など、国と連携したオールジャパンでの発信を掲げ、様々な取組を進めている。

<具体的要求内容>

海外の投資家や海外ベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、プロモーション活動やイベントの実施など、都と連携して海外ベンチャーキャピタル等の誘致活動に取り組むこと。

都で開催している「SusHi Tech Tokyo」など、国内外で開催するスタートアップ関連イベント等を通じた世界に向けた情報発信について都と一体となって取り組むこと。

海外に向けてスタートアップ関連情報を一元化して発信できるよう、グローバルとつながるプラットフォームの構築を都と一体となって進めること。

3 公共調達への推進

(提案要求先 内閣官房・デジタル庁・総務省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局
・デジタルサービス局)

スタートアップの成長促進には公共調達の果たす役割が大きいことから、スタートアップの更なる参加拡大に向けた調達の仕組みを構築すること。

国が進めているデジタルマーケットプレイスの取組については、都や区市町村、東京都政策連携団体等が活用しやすいシステムを整備するとともに、スタートアップの参入促進を図ること。

<現状・課題>

国の「スタートアップ育成5か年計画」では、スタートアップの事業展開・出口戦略の多様化の観点から、公共調達の拡大等の推進に取り組むことが掲げられている。

一方で、公共調達の事務については、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）のとおり、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）による調達を行うものとされている。

こうした中、国では情報システム調達改革検討会を開催し、デジタルマーケットプレイスの検討が進められており、令和5年度の実証を踏まえ、令和6年度後半の本格運用を目指している。本取組はスタートアップからの公共調達拡大等に有効な施策であると考えられることから、サイトの機能を充実させるとともに、更に多くのスタートアップの登録を促進していく必要がある。

<具体的要求内容>

地方自治体がスタートアップからの調達に一層取り組むために、制度の整備等の取組を強化すること。

都は、政策目的随意契約に係る認定情報を自治体間で相互に活用できる仕組みの構築を進めているため、こうした取組を全国の自治体に周知し、参加を呼び掛けるなど、国においても都と連携して官民協働を促進するための取組を行うこと。

また、都や区市町村、東京都政策連携団体等がデジタルマーケットプレイスを活用した契約ができるように、サイトの検索機能や価格・仕様の比較機能などの充実を図るとともに、周知・広報を強化しスタートアップの登録を促進すること。

4 スタートアップ支援につながる規制・制度の見直し

(提案要求先 内閣官房)

(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

スタートアップが直面する課題を積極的に聴取し、規制改革やルール
の明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進する
とともに、海外高度人材の呼び込みに寄与する在留資格の認定要件等
や創業支援制度の規制緩和を行うこと。

<現状・課題>

スタートアップが生み出す新しいビジネスにとって障壁となる既存規制・制度の改革が不可欠である。

国では、政府全体として強力な規制改革の推進体制を構築する「規制改革関係府省庁連絡会議」が設置されたほか、令和5年度「規制改革実施計画」でスタートアップを促進する規制・制度見直しについて、令和6年5月31日「規制改革推進に関する答申」でスタートアップの成長基盤の整備について言及された。

さらに、令和6年6月4日に公表された「金融・資産運用特区実現パッケージ」では、東京都も対象地域とされており、この枠組みを最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

都は、スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」に基づき、国と共に、スタートアップのニーズに寄り添った伴走型の規制緩和やルールメイク・事業支援などの取組を進めているところである。

<具体的要求内容>

スタートアップが直面している規制について、これまで以上に積極的に聴取すること。また、東京都や他自治体等が把握した規制や明確化されていないルール・慣行等についても、随時把握できるような体制とし、積極的に規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進すること。高度外国人材やその配偶者が日本で活躍できるための在留資格の認定要件等に係る規制緩和措置、外国人創業活動促進事業の条件緩和について、検討を進めること。なお、検討に当たっては、国内のスタートアップ等との交流や、国内企業と契約して報酬を受けること（必要に応じ、一定の要件を設ける）などを可能とすること。

5 公立大学法人の大学発スタートアップ支援の推進

(提案要求先 内閣官房)

(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・総務局)

公立大学法人においても、大学発スタートアップに出資できる仕組みを早期に実現すること。

<現状・課題>

国立大学法人は、産業競争力強化法と国立大学法人法の改正により、令和4年4月から、民間ファンドに出資することができるようになり、大学発スタートアップに投資できるようになった。

一方で、公立大学法人においては、地方独立行政法人法によりベンチャーキャピタルや大学発スタートアップ等への出資ができない状況であったが、令和6年6月4日に公表された金融庁の金融・資産運用特区実現パッケージにおいて「公立大学法人においても、ベンチャーキャピタルやファンド等に対して、国立大学法人と同水準の範囲において出資を可能とする環境の整備に関し、国立大学法人の実績や公立大学法人のニーズ等を踏まえ、全国での適用措置等について検討し、2024 年中に結論を得る。」との方向性が示された。

<具体的要求内容>

今後、国が大学の出資機能の拡大を検討するに当たり、国内にある全ての大学が、自らの研究シーズや学生の力を生かして、スタートアップのイノベーションを起こせるよう、公立大学法人による投資が可能な枠組みを作ること。

当該枠組みにおいては、大学が自らの学生や研究者の起業するための資金投下を後押しし、大学の意思において出資ができる仕組みを検討し、早期に実現すること。

参 考

■国立大学法人と公立大学法人の出資の範囲（文科省「国立大学法人等からの出資範囲について」を参考に整理）

○参考条文

■地方独立行政法人法

（他業の禁止）

第七十条 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。

■国立大学法人と公立大学法人の出資の範囲（文科省「国立大学法人等からの出資範囲について」を参考に整理）

	成果活用促進事業者	技術移転機関 (承認 TLO)	特定研究成果活用 支援事業者	研究成果活用事業者	指定国立大学 研究成果活用事業者	教育研究施設管理等 事業者
	大学の技術に関する研究の成果を実用化するために必要な研究を行う又は、必要な研究等を企画・あっせんする事業者	大学における技術に関する研究成果の特許権の実施許諾等により民間事業者に移転する事業者	大学発ベンチャーに投資・支援等を行う認定 VC・ファンド	大学の研究成果を活用したコンサルティング、研修・講習等を実施する事業者	大学の技術に関する研究成果の提供を受けて、商品やサービスを開発・提供する大学発ベンチャー	大学が保有する教育研究施設等の資源を社会に還元するため、教育研究施設等の管理と他の研究機関等による利用を促進する事業を行う事業者
国立大学法人	出資可	出資可	出資可	出資可	出資可	出資可
公立大学法人	出資可	出資可	出資不可	出資不可	出資不可	出資不可

（業務の範囲）

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

二 大学又は大学及び高等専門学校を設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。

■地方独立行政法人法施行令

（公立大学法人による出資の対象となる者が実施する事業の範囲）

第四条 法第二十一条第二号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第二条第一項に規定する特定大学技術移転事業

二 次に掲げる活動により大学又は大学及び高等専門学校（イ及びロにおいて「大学等」という。）における技術に関する研究の成果の実用化を促進する事業

イ 当該大学等が民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う研究等（当該大学等における研究又は当該大学等における技術に関する研究の成果の普及若しくは実用化をいう。）についての企画及びあっせん

ロ 当該大学等における技術に関する研究の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究の成果を実用化するために必要な研究開発

※ 平成 29 年 4 月地方独立行政法人法第 21 条が改正され、公立大学法人における出資対象が拡大

「大学又は大学及び高等専門学校を設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。」

⇒ 技術移転機関（TLO）及び成果活用促進事業者への出資が可能に

6 アン트レプレナーシップ教育の推進

(提案要求先 内閣府・文部科学省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・総務局・産業労働局)

失敗を恐れず挑戦することを後押しするような教育体系を構築し、初等・中等教育段階も含めたアントレプレナーシップ教育を実施すること。

<現状・課題>

これまで国では、次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）として、大学等に対してのプログラムを実施してきた。また中小企業庁においても、高校生に向けた「起業家教育事業」として起業家教育プログラムや出前授業を実施している。

また、国が発表した「スタートアップ育成5か年計画」では、アントレプレナーシップ教育の強化や大学・小中高生へのスタートアップ創出に向けた支援等が示されている。

都では、「Global Innovation with STARTUPS」でアントレプレナーシップ（起業家性）の育成を取組の柱に据えている。小中学校、高校における継続的なアントレプレナーシップ教育実施を進めており、「小中学校向け起業家教育推進事業」として、授業等で起業家教育を行う場合に、必要な内容の検討から実施までの支援を行うとともに、講演可能な起業家や経営者などを派遣している。

しかし、令和4年のGlobal Entrepreneurship Monitorの調査では、起業家という職業を評価する国民の割合は23.7%と43か国中最下位と低く、挑戦者を応援する土壌が構築できていない。また、令和6年の日本財団の18歳意識調査では、「自分の行動で、国や社会を変えられると思う」と答えた割合は45.8%と6か国中最下位であった。日本では世界に比べて、社会を変えようという意欲や希望を持っている若者が少ない現状がある。

我が国が現在直面している様々な課題を克服し、社会変革を成し遂げるためには、スタートアップだけでなく様々な分野において変革を生み出す幅広い意味でのアントレプレナーシップが求められており、こうしたマインドを幼少期から育むことが必要である。

また、従来までのいわゆる大企業への就職にとらわれず、起業へのチャレンジや新たな職への挑戦が当たり前の社会に向けた雇用市場の活性化が望まれる。

<具体的要求内容>

若者が失敗を恐れず、社会課題の解決をはじめ様々な新しいことに挑戦することを奨励するような教育体系を構築し、これまでは主に高校生、大学生向けが中心となっていたアントレプレナーシップ教育について、初等・中等教育段階から実施すること。

また、起業家と触れ合う機会の提供や、PBL型の教育の展開など、実践的なアントレプレナーシップ教育を実施すること。

3 「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等【最重点】

(提案要求先 総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 5Gによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、高周波数帯の基地局整備を推進するとともに、周波数帯別の内訳を含めた都道府県別の整備状況を示すこと。
- (2) 島しょ地域や山間部にも高速モバイルインターネット網をくまなく行き渡らせるため、通信困難地域へ1社が基地局を整備する際の補助についても、複数社の場合と同様に補助率の拡充を図ること。また、太陽光パネルや衛星回線等を活用した基地局整備を補助対象として明記すること。さらに、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、維持管理に要する費用についても財政措置を講じること。

<現状・課題>

(1) 周波数帯別5G整備状況の開示

5Gによる高速モバイルインターネット網の整備は、国民のQOLを向上させるために必要不可欠である。

国においても、少子高齢化・過疎化といった課題に対し、デジタル実装を進め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル基盤の整備を促進している。

都ではデジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送ることができる「スマート東京」の実現を目指し、2023年8月に「つながる東京」展開方針を策定した。

大容量かつ高速通信を必要とする5Gサービス市場は、今後大きく拡大することが見込まれ、「超高速」「超低遅延」「多数同時接続」といった5Gの特長を十分に発揮するには、sub6帯やミリ波帯などの高周波数帯の整備は、「スマート東京」実現の上で不可欠である。

そのため、都では、基地局数、基盤展開率、人口カバー率の都道府県別整備状況の開示を求めてきたが、「5Gの整備状況（令和4年度末）」（令和5年8月3日）では、都道府県別の人口カバー率のみが公表され、東京都は99.8%であったものの、sub6、ミリ波といった周波数帯別の内訳を含めた都道府県

別の整備状況が開示されていない。

(2) 補助制度の拡充

国が目指すデジタル社会の発展において、高速モバイルインターネット網は基幹的インフラであると同時に、その利用はユニバーサルサービスとされるべきである。しかし、島しょ地域や山間部などでは、地理的条件により電力や光回線の確保が難しいことや維持管理費等の負担の課題があり、無線通信事業者の自発的な基地局整備につながりにくい。その中で、新たな補助制度では、整備済みエリアへ複数社が整備する場合への補助対象拡充が図られた一方、通信困難地域へ1社が新規整備する場合の補助については、補助率が1/2から1/3に引き下げられている。また、現在の基地局整備における国の整備補助については、太陽光パネルや衛星回線等を活用した基地局整備が対象として明記されていない。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

<具体的要求内容>

- (1) 5Gによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、sub 6帯やミリ波帯などの高周波数帯の整備目標を定め、早期かつ着実に達成すること。また、周波数帯別の内訳を含めた都道府県別の整備状況を示すこと。
- (2) 島しょ地域や山間部にも高速モバイルインターネット網をくまなく行き渡らせ、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、通信困難地域へ1社が基地局を整備する際の補助についても、複数社の場合と同様に補助率の拡充を図ること。また、太陽光パネルや衛星通信を活用した基地局整備を補助対象として明記すること。さらに、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、維持管理に要する費用についても財政措置を講じること。

参 考

(1) (2) 国施策の根拠法令・計画

- ・総務省「デジタル田園都市国家インフラ整備計画（改訂版）」（令和5年4月25日発表）
- ・総務省「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」（平成17年11月25日総基移第380号 最終改正：令和6年3月29日総基移第123号）

4 OpenRoaming 対応公衆無線 LAN の整備促進

(提案要求先 総務省)

(都所管局 デジタルサービス局)

公衆無線 LAN を通信インフラとして国の整備計画等に位置付けるとともに、WBA が推奨する国際規格であり安全で利便性の高い OpenRoaming 対応公衆無線 LAN の整備促進に向け、積極的な普及啓発及び財政支援を行うこと。

<現状・課題>

誰もが無料で使うことができる公衆無線 LAN は、携帯電話回線が輻輳^{ふくそう}のために利用できない場合でもインターネットにアクセスしやすく、災害や通信障害時の代替の通信手段として有効である。災害時でも効果的に情報を受発信するためには、公衆無線 LAN の整備が不可欠であることから、通信インフラとして位置付ける必要がある。

しかし、その利用に当たっては、情報漏洩等セキュリティの確保が課題(※1)であり、加えて、移動するたびに接続し直す手間が生じ、利便性が低い点も課題となっている。

そのため、都は、令和5年8月に「つながる東京」展開方針を策定し、OpenRoaming規格を採用した公衆無線 LAN の展開を行っている。(※2)

OpenRoaming は、Wireless Broadband Alliance(WBA) が推奨する国際規格の公衆無線 LAN の認証基盤であり、セキュリティを確保しつつ、一度設定を行えば、都度登録を行うことなくシームレスに接続できるという特徴を有し、上記の公衆無線 LAN の課題を解決した規格である。また、OpenRoaming は欧米を中心に300万を超えるアクセスポイントの整備(※3)が進んでいる。国内においても、沖縄こどもの国において導入(※4)されたり、新千歳空港で実証実験が開始されたりするなど、広がりを見せている。(※5)

こうした利点を持つ、OpenRoaming 対応公衆無線 LAN の整備を加速させるために、施設管理者向けの整備に関するガイドラインを策定するなど整備促進に取り組む必要がある。また、OpenRoaming の認知度は、25%(※6)と低く、国内では利用できる施設が少ない上に、整備に関しては施設管理者の財政的負担が大きいという課題があるため、公共施設や民間施設等に積極的な普及促進が図られるよう支援を行っていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 公衆無線 LAN を通信インフラ整備の計画に位置付けること。
- (2) OpenRoaming に対応した公衆無線 LAN について、施設管理者向けの整備に関するガイドラインを策定するなど整備促進に取り組むこと。

- (3) OpenRoaming 対応公衆無線 LAN 整備のため、施設管理者への補助金などの財政支援を行うこと。
- (4) 公共施設等への公衆無線 LAN 整備を行う際は、OpenRoaming 等の国際的な公衆無線 LAN ローミング基盤に対応するよう国が率先して啓発すること。

参 考

- ※ 1 総務省「無線 LAN (Wi-Fi) の安全な利用 (セキュリティ確保) について」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/wi-fi/

- ※ 2 令和 5 年 3 月 29 日付東京都プレスリリース
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2023/03/29/07.html>

- ※ 3 WBA' s OpenRoaming federation rolls out to 3 million access points globally with secure and automatic Wi-Fi
<https://wifinowglobal.com/news-and-blog/guest-blog-wbas-openroaming-federation-rolls-out-to-3-million-access-points-globally-with-secure-and-automatic-wi-fi/>

- ※ 4 令和 6 年 3 月 6 日付沖縄市プレスリリース
https://www.city.okinawa.okinawa.jp/documents/20158/press_release_okinawacity_okinawazoo_r5_free_wifi.pdf

- ※ 5 令和 6 年 2 月 21 日付北海道エアポート株式会社プレスリリース
https://www.new-chitose-airport.jp/ja/topics_info/openroaming.pdf

- ※ 6 【令和 5 年度】インターネット通信環境及びインターネット利用状況調査
<https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/business/tokyo-data-highway/visualization/questionnaire/>

5 島しょ部における地デジ放送の安定的な視聴

(提案要求先 総務省)

(都所管局 デジタルサービス局)

島しょ部における地上デジタル放送の安定的・継続的な視聴環境を確保すること。

<現状・課題>

総務省は、地上アナログ放送終了までに地上デジタル放送の受信環境が整備されない世帯、いわゆる「デジタル難視世帯」に対し、地上系放送基盤の整備（以下「恒久的対策」という。）として、中継局や共聴施設の整備等を進め、これらについて、平成 27 年 3 月末に対策が完了したとしている。

また、恒久的対策完了までの間、暫定的に総務省が日本放送協会及びテレビジョン放送を行う民間の地上基幹放送事業者と共同で実施していた衛星セーフティネット事業についても平成 27 年 3 月末をもって終了している。

しかしながら、島しょ地域においては、テレビ受信機による地上デジタル放送の視聴に当たり、ブロックノイズやブラックアウトが発生するなど、安定的な視聴が困難な地域がある。

現在、総務省の「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」で地デジ放送のブロードバンド代替について議論されているものの、東京都の島しょ地域における中継局の規模は、ブロードバンド代替の検討対象外となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 島しょ地域においても、地デジ放送の安定的・継続的な視聴環境を提供するよう放送事業者に対して引き続き指導すること。
- (2) ブロードバンド代替についても、中継局の規模にかかわらず島しょ地域の実情に応じて検討対象とすること。

6 次世代モビリティの社会実装の推進【最重点】

1 自動運転の社会実装に向けた取組の推進

(提案要求先 経済産業省・国土交通省)
(都所管局 政策企画局・デジタルサービス局・都市整備局)

L 4 自動運転車両の着実な社会実装に向け、安全性確保に関わるより一層の事業者向け技術支援を進めるほか、初期投資への支援、国民の社会受容性を高める分かりやすい情報発信等を拡充すること。

<現状・課題>

事業者が進める自動運転に関わる技術開発は、車両走行に関わる事象に対して十分な対応ができるよう進められているが、自動運転車両が自ら完全な判断を行い、車両を制御するには至っていないのが現状である。

特に安全な走行について、地理的な条件や交通状況変化など、いわゆる自動運転制御に関わる地域的な対応については、主に事業者に委ねられており、十分なデータの取得に多大な時間と労力を要している。

国は、こうした地域の特性に合わせた自動運転技術の開発に対し、加速度的に進歩する生成AIの活用を促すための支援や、オープンイノベーションの枠組みづくりを行うなど、効率的に安全性確保が計られるよう施策を推進すべきである。

また、最先端の技術を搭載する自動運転車両そのものが高価になる可能性があることに加え、高出力充電設備といったインフラ整備など、初期投資額が非常に大きい一方、バスやタクシー等を想定した場合、サービス対価が少額であり、初期投資の回収に相当の期間を要する。

他方で、日本においては短期的な収支見通しに基づいて投資判断がなされることが通例であり、自動運転のようなイノベティブな取組に対して、資金が投入される素地が十分に整っていない状況にある。

そのため、事業化に当たって、国からの補助や市場からの資金調達が容易になるよう支援を行うことが重要である。

加えて、自動運転車両の社会実装を速やかに進めていく上では、国民や地域の社会受容性を高め、実装の担い手となっていただくことが重要である。

このため国は、自動運転の社会実装によって国民や地域が享受できるメリットを分かりやすく情報発信する機会を拡大するほか、「見る、体験する、意見交換する、自ら発信する」など実感できる場づくりを積極的に進めていくべきである。

さらに、自動運転の社会実装を円滑に進めていく上では、空港、駅前広場など、自動運転サービスのニーズが高いことが見込まれる公共施設等において、デマンド型の自動運転車両の乗降場所の確保が必要である。

そのため、既存の街のインフラにおける自動運転車両の乗降場所の在り方など、国が率先してより具体的にガイドライン等を示すことが求められる。

< 具体的要求内容 >

早期に自動運転車両の安全性を確保するため、技術開発を行う際に、生成AIの活用を促すための支援や、オープンイノベーションの枠組みづくりなど、環境整備に努めること。

また、自動運転の事業化に当たって、国からの補助や市場からの資金調達が容易になるよう初期投資への支援を行うこと。

加えて、国民の社会受容性を高めるため、自動運転に関わる情報を発信するほか、国民などが実感できる場づくりを行うこと。

さらに、既存の街のインフラにおける自動運転車両の乗降場所の在り方など、国が率先してより具体的にガイドライン等を示すこと。

2 「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた取組の推進

(提案要求先 経済産業省・国土交通省)
(都所管局 政策企画局・デジタルサービス局・都市整備局)

「空飛ぶクルマ」の社会実装の加速化に向け、機体認証や管制、バーティポート整備条件など機体の特性を踏まえた諸制度の構築を進めるとともに、社会受容性の向上に向けた取組や市街地での社会実装に向けた都のプロジェクト等への支援を推進すること。

< 現状・課題 >

国においては、空の移動革命に向けた官民協議会を設置し、令和4年3月に「空飛ぶクルマ」に関する基準の方向性が示され、令和5年12月に「バーティポート」整備指針が制定されるなど、制度の検討が進んでいる。

都においても、官民協議会の下に設置された離着陸場WGへの参画を図るとともに、新たに策定したロードマップの下、市街地での社会実装に向けたプロジェクト等を展開している。

「空飛ぶクルマ」が交通や観光、防災などあらゆる場面で活用され、地域の社会課題の解決を図るためには、安全性の確保はもとより、機体認証や管制、バーティポート整備条件など、その機体特性に合わせた制度設計が不可欠であり、特にバーティポートの整備が重要となる。現時点では、バーティポートはヘリポートに準ずるものとして整理がされているが、ヘリコプターに比べ騒音が小さく、また、「垂直離着陸」の飛行形態を持つ「空飛ぶクルマ」をヘリコプターと同列に扱うことは、都心部への導入の障壁となるおそれがある。また、都心部におけるビル屋上の活用などに対し、建築関連の法制度への対応が必要となる可能性も考えられる。

加えて、空飛ぶクルマに関しての認知度が低く、社会受容性の向上に向けた取組が求められる。

<具体的要求内容>

「空飛ぶクルマ」の社会実装の加速化に向け、国において機体認証や管制等の諸制度を構築し、機体や運航、落下物対策など安全性を確保すること。特に、バーティポートの整備基準策定に当たっては、「空飛ぶクルマ」の特性を的確に捉えつつ、市街地での飛行を見据え、進入表面の確保や、環境アセスメントなど各種法制度の柔軟な取扱いについて、適切な方向性を示すこと。なお、バーティポートの整備基準策定までの間においても、現行のバーティポートの整備指針について適宜見直しを図ること。

また、社会受容性向上に向け、地方自治体が行う取組を支援するとともに、市街地での社会実装に向けた都のプロジェクト等について、必要な協力を行うこと。

7 地方消費生活行政の財源確保

(提案要求先 消費者庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

地方消費生活行政において積極的な取組を行うために、必要な財源を継続的・安定的に確保すること。

<現状・課題>

現状、国は、平成 29 年度までに開始した消費生活行政の充実・強化に関する事業の経費について、「地方消費者行政強化交付金（推進事業）」により財政支援を行っているが、最長で令和 7 年度までとしている。

平成 30 年度以降に開始された事業については、「地方消費者行政強化交付金（強化事業）」により財政支援を行っているが、これまでの「地方消費者行政推進交付金」と比べて、使途が限定的であり、補助率も 2 分の 1（一定の水準を満たさない場合は 3 分の 1）と下げられている。

このような状況が続く場合、これまで充実させてきた消費生活相談事業や高齢者の見守りの取組など、地域の実情を踏まえた現行の取組の継続が困難になるおそれがある。加えて、民法改正による成年年齢の引下げ、インターネットや SNS の普及などの社会環境の変化に伴って生じてきている新たな消費者被害に対する取組なども対応が難しくなる可能性があり、結果として地方消費生活行政の後退を招くことが危惧される。

<具体的要求内容>

地方消費生活行政推進のために、平成 29 年度までと同等以上の財政支援を行うとともに、必要な財源を継続的・安定的に確保すること。

8 靈感商法等による消費者被害の救済の実効化

(提案要求先 消費者庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

- (1) 靈感商法等による消費者被害の救済のため、新法及び改正法に関する周知拡大に努め、消費者被害の未然防止の観点から注意喚起・情報提供を継続的に実施すること。
- (2) 新法及び改正法について施行状況を的確に把握し、今後予定されている見直しにおいて、より実効性ある内容とすること。

<現状・課題>

靈感商法等による消費者被害に対応するため、国は新法「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」の策定並びに消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の改正を行い、令和5年1月に施行した。

新法は法施行後2年を目途として、改正法は施行後5年を経過した場合に施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、必要に応じて見直すものとしている。

都においても、都民の不安の払拭、消費者被害の発生及び拡大の防止を図るため、靈感商法等に係る注意喚起情報の継続的な発信や各種窓口での相談対応を行っているが、靈感商法等による消費者被害の防止及び救済の実効化を図るためには、関連法が適切に施行されることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 靈感商法等による消費者被害の救済のため、新法及び改正法に関する周知拡大及び消費者被害の未然防止の観点から注意喚起・情報提供を継続的に実施すること。
- (2) 新法及び改正法について施行状況を的確に把握し、今後予定されている見直しにおいて、より実効性ある内容とすること。

9 旧統一教会に係る都民の不安の払拭等のための適切な対応

(提案要求先 文部科学省・法務省)
(都所管局 生活文化スポーツ局・政策企画局)

旧統一教会について、都民の不安の払拭や被害者救済等のため、適切な対応を行うとともに、適宜必要な情報提供を行うこと。

<現状・課題>

宗教法人世界平和統一家庭連合（旧統一教会）について、国は、解散命令請求事由に該当するとして、令和5年10月、解散命令を裁判所に請求した。文化庁の発表によれば、民事判決において同宗教法人に対する損害賠償請求を認容されるなどした人数は169人、認容金額等の合計は約22億円、訴訟上の和解、訴訟外の示談を含む全体では、約1,550人、解決金等の総額は約204億円に上るとされている。

都は、これまで、消費生活や福祉、人権など、関係機関で連携しながら都民からの相談に応じてきた。また、旧統一教会が令和4年4月多摩市内に取得した土地（約6,300㎡）の利用について、地域住民から不安の声が上がっていることから、都庁横断的な体制を構築するとともに、多摩市等関係機関とも連携し、対応してきた。さらに、国の解散命令請求を受け、関係局による庁内連絡会議を設置し、各局が一体となって必要な対応の検討、実施を進めている。

一方で、解散命令請求から司法判断が確定するまでの間は、宗教法人としての活動は継続されることから、これまで以上に、地域住民及び都民からの不安の声が高まることが危惧される。また、その間、宗教法人内の合議などにより財産を処分できるため、財産の移動等により、被害の賠償に必要な財産が散逸する可能性も指摘されている。

国は、被害者救済特例法を施行するとともに、令和6年3月に旧統一教会を指定宗教法人に指定したところであるが、都民の安全・安心な生活を確保するためには、引き続き国の適切な対応が不可欠である。

<具体的要求内容>

旧統一教会について、不安の払拭や被害者救済等のため、適切な対応を行うとともに、適宜必要な情報提供を行うこと。

10 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実【最重点】

(提案要求先 農林水産省・林野庁・水産庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実を図ること。
- (2) 国産木材の利用拡大に向けた支援を図ること。

<現状・課題>

我が国の経済は緩やかに回復しているものの、国際的な原材料価格の高止まりや円安等の影響により、農業者や漁業者の経営は厳しい状況にある。

このため都では、配合飼料価格安定制度及び漁業経営セーフティーネット構築事業において畜産業者や漁業者が負担する積立金に対して助成を行うほか、無料の土壌診断を実施し肥料コストの低減を進めるなど、農業者・漁業者への支援に取り組んでいる。

また、「ウッドショック」の影響に伴い、輸入材の供給が不安定となったことを契機に、多摩産材をはじめ国産木材の利用拡大に向けた施策を展開している。

国は、令和4年4月の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」、同年10月の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に続き、令和5年11月に「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を策定し、物価高により厳しい状況にある事業者への支援や、堆肥等を肥料利用する取組への支援、飼料作物等の国産の利用拡大、国産木材の供給力強化等に取り組んでいる。

しかし、国際情勢等により、景気の先行きに不透明感がある中、原油や原材料価格の高止まりに対し、農林漁業者の経営の安定化を図られるよう、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

- (1) 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実

配合飼料価格安定制度への基金の積み増しや肥料コスト低減体系への転換を進めるなど肥飼料等の資材価格高騰対策を一層推進するとともに、肥料原料の安定的な調達や電気料金高騰への対策、収入保険等の公的保険制度の一層の充実を図ること。

また、漁業経営セーフティーネット構築事業の基金積み増しなど、漁業用燃油等のコスト低減に向けた一層の取組の推進を図ること。

- (2) 国産木材の利用拡大に向けた支援

国産木材の安定供給・安定需要の体制を構築し、国産木材の利用拡大・国産材製品への転換に一層取り組むこと。

1 1 文化政策の推進

(提案要求先 内閣府・文化庁・経済産業省・観光庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

芸術文化に関わる政策を都と連携して着実に実施するとともに、財政負担を含めた必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

芸術文化は、人々に楽しさや感動、生きがいや精神的安らぎを与えるものであると同時に、芸術文化の持つ創造力は、創造産業や、観光振興、地域の活性化、新たな雇用の創出、国際交流など、様々な分野において、国や都市の国際競争力の向上や成長発展に大きく寄与するものである。国においても、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」の中で、文化芸術活動に対する効果的な支援や、国内外の文化的多様性や相互理解の促進など、「文化芸術立国」の実現を掲げるとともに、「文化芸術推進基本計画（第2期）」においては、地域における文化芸術振興拠点の整備・充実を推進すべき施策として示している。

都は、これらの国の方針も踏まえ、2030年度までの文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示した「東京文化戦略 2030～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～」を令和4年3月に策定し、芸術文化の力で「躍動」と「豊かさ」が両立した社会を目指して様々な取組を展開している。

今後は、2025年の世界陸上やデフリンピックなど世界の注目が東京に集まる機会を捉え、日本文化の魅力を世界に発信する文化プログラムの展開や、ベイエリアでの国際的アートイベントの開催など、東京のアートシーンを世界に発信する取組も推進することとしており、これまで以上に文化庁との連携を強化していく必要がある。

また、都が所管する東京文化会館や東京芸術劇場は近く施設改修を予定しており、改修期間中はバレエやオペラの公演活動及び鑑賞機会等の減少が予想されるなか、国の施設も含めて相応規模の施設を緊急的に確保することが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 国は、文化芸術予算全体を増額し、文化芸術振興費補助金事業など地域における文化芸術振興拠点の整備・充実を推進する財源について、継続的、安定的に確保するとともに、日本の実演芸術振興の中核として多種多様な公演を通じたファン層の拡大や担い手の育成を推進する都内の劇場・音楽堂に対して十分な支援を行うこと。
- (2) 東京のアートシーンを国内外へ発信するために国や民間などと連携したフェスティバルを構築する取組、具体的には、国際文化芸術発信拠点の形成を図る東京芸術祭や、臨海副都心を舞台に東京の最先端のアートシーンを世界に発信する国際芸術祭等の取組に対し、積極的な支援を行うこと。
- (3) 多様な芸術分野で才能のある人材を積極的に受け入れ、交流を促進し、作品創作に向けた新たな発想や表現を生み出す場を整備する取組に対し、積極

的な支援を行うこと。

- (4) アール・ブリュット等の振興や、障害者の芸術創造活動や鑑賞・参加を促すNPO等の活動に対する支援、芸術文化の多様性や包摂性を生かした事業に対する支援、文化施設における情報保障の充実に向けた取組への支援など、共生社会の実現を目指す取組に対し、必要な支援を行うこと。
- (5) 能楽、邦楽、落語、茶道等、小中学生等を対象とした伝統文化体験プログラムなど、次代を担う子供たちに伝統文化の価値を正しく伝え継承する取組に対し、必要な支援を行うこと。
- (6) アート市場の活性化やアーティストの持続的活動につながる法制度や施策の検討を国として進めるとともに、これらに向けた都の取組に対して、必要な支援を行うこと。
- (7) 東京文化会館や東京芸術劇場が施設改修をする間、バレエ及びオペラの公演・鑑賞機会等を確保するため、新国立劇場を民間の芸術文化団体が今まで以上に利用できるよう配慮すること。

1 2 M I C E 推進施策の強化【最重点】

(提案要求先 観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) M I C E 誘致・開催に関する海外からの情報収集や分析を通じて、マーケティング戦略を強化するとともに、M I C E 開催地としての魅力を積極的に海外に発信すること。
- (2) 国際会議等の誘致・開催を促進するため、主催者や地方自治体のニーズを踏まえた支援策の強化を図ること。
- (3) 国際競争力向上などの観点から I T 関連業界等との連携や人材育成の取組を強化するとともに、大学等での国際会議等の誘致活動を適正に評価する仕組みの導入を働きかけること。
- (4) ユニークベニユーの活用促進による M I C E 誘致の国際競争力や都市ブランド力の向上を図ること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染症の影響により、東京での M I C E 開催の件数は大きく減少し、M I C E に関連する事業者はもとより都内の経済にも影響を及ぼした。

また、コロナ禍におけるハイブリッド開催の増加や気候危機等を背景とした国際的な脱炭素社会の実現に向けた意識の高まりなど、M I C E を取り巻く状況は大きく変化し、都では、効果的な M I C E 誘致を展開するため、「東京都 M I C E 誘致戦略 2023」を令和 5 年 1 月に策定した。

一方、シンガポールやソウルなどの競合都市においても、コロナ禍での需要の変化を捉え、デジタル技術の活用や誘致に向けた情報発信など積極的な取組を行っており、これまで以上に都市間での誘致競争は激化している。

今後はこうした状況を踏まえ、国内での M I C E 開催件数を着実に回復させ、経済や産業の活性化を後押ししていくことが必要である。このため、国を中心とした開催都市などとの連携を更に深め、海外都市の動向などを把握し、M I C E 開催における需要への的確な対応などにより国際競争力を一層強化することが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) M I C E に関連する国際団体等との継続的なコミュニケーションが図られるよう国際団体等へ国内の関係者を配置するなど連携強化を図り、参加者の

動向や主催者のニーズなど有益な情報の収集・分析を行うことでマーケティング戦略を強化するとともに、海外の主催者等に対し、魅力的な都市を有するMICE開催国としての日本の優位性を積極的に発信すること。

- (2) 国際会議等の誘致・開催を促進するため、誘致活動や開催経費等に対する助成など、主催者や地方自治体のニーズを踏まえた支援策の強化を図ること。
- (3) 急速なデジタル活用の進展や中長期的な国際競争力の維持・向上の観点から、MICE業界においても新たなテクノロジーなどの導入を推進するため、IT関連業界等との連携を促進するとともに、大学生など次代を担う人材を着実に育成するための取組を強化すること。

また、MICE誘致を推進するための基盤強化に向け、大学の教員等が行う国際会議等の誘致活動に対する適正な評価を行う仕組みの導入を関係府省庁へ働きかけること。

- (4) ユニークベニユーは、開催都市の魅力を効果的にPRできる点において重要であるため、国内各地域が連携して活用促進に向けた取組を進められるよう、関係府省庁への働きかけを行うなど、MICE誘致の国際競争力や都市のブランド力の向上につなげていくこと。

1 3 観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実

【最重点】

(提案要求先 出入国在留管理庁・外務省・観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 外国人旅行者等に対する受入環境整備を推進するとともに、観光産業が持続的に成長していけるよう、観光関連事業者の収益力向上や人手不足解消に向けた取組への支援を一層推進すること。
- (2) 観光目的で来訪する旅行者に対して、更なる査証発給要件の緩和措置を適切に行うこと。
- (3) インバウンド需要の一層の拡大に向け、国を挙げて訪日意欲を喚起するためのプロモーションを集中的に実施すること。

<現状・課題>

水際対策の緩和以降、訪日外国人旅行者数は着実に回復している。

回復した観光需要を積極的に取り込んでいくためには、免税販売手続における利便性の更なる向上、多様な文化・習慣に配慮した受入環境整備等を着実に進めるとともに、観光関連事業者の収益力向上や人手不足の解消に向けた取組等を強力に後押しする必要がある。

加えて、東京 2025 世界陸上競技選手権大会や第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025、2025 年日本国際博覧会等の大規模イベントを活用したプロモーションの展開や、現行の外国人旅行者に対する査証発給要件の緩和措置を拡大していくことも有効である。

また、東京 2020 大会を契機に気運が高まった共生社会の実現に向けて、誰もが旅を楽しめるための環境づくりも欠かせない。

こうした取組により、観光産業の持続的な成長につなげていくことが求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 外国人旅行者等に対する受入環境整備を推進するとともに、観光産業が持続的に成長していけるよう、観光関連事業者への支援を一層推進すること。
 - ① 外国人旅行者への免税販売に関して、引き続き、事業者等への普及啓発や免税販売手続の効率化などを通じて、免税店舗の更なる拡大等につなげるとともに、旅行者の一層の利便性の向上を図ること。
 - ② 食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者のニーズにきめ

細かく対応するため、外国人旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、観光施設などの運営者等に対し、異なる文化・習慣に関する普及啓発を図るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援の充実を図ること。

- ③ 障害者や高齢者等も快適に楽しめるアクセシブル・ツーリズムの一層の普及に向けた取組を実施すること。
 - ④ 商品・サービスの高付加価値化等による観光関連事業者の収益力・生産性の向上の取組を引き続き支援するとともに、DXの推進等を通じた人手不足の解消を後押しすること。
- (2) 観光目的で来日する旅行者に対して、短期滞在査証の免除措置や、数次有効の短期滞在査証の発行を行う対象国の拡大など、更なる査証発給要件の緩和措置を適切に行うこと。
- (3) 各国では海外旅行に関心が高い層に対する観光プロモーションが積極的に展開されている状況を踏まえ、インバウンド需要の一層の拡大に向けて、東京 2025 世界陸上競技選手権大会や第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025、2025 年日本国際博覧会等の大規模イベントも活用し、国を挙げて訪日意欲を喚起するためのプロモーションを集中的に実施すること。

1 4 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進

【最重点】

(提案要求先 財務省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

キャッシュレス化の中小・小規模事業者への更なる普及促進に向けた環境整備を図ること。

<現状・課題>

事業者は、原材料高や原油高による経営状況の悪化や、コロナ禍からの急速な需要の回復による人手不足など、様々な問題に直面している。

キャッシュレス化の推進は、レジや現金管理・集計業務の短縮などの業務効率化、購買データの利活用による売上増加など、人手不足への対応や生産性の向上が期待される。

国は、令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、令和2年6月30日まで、中小・小規模事業者による「キャッシュレス・消費者還元事業」を実施したところである。

こうした取組を通じて、キャッシュレス決済の普及は進展しつつあるが、キャッシュレス決済の手数料負担が重いこと等が更なる普及の課題となっている。

国が目標としている、「キャッシュレス決済比率を2025年6月までに4割超にする」ことを達成するためには、こうした中小・小規模事業者の現状を踏まえ、キャッシュレス化の更なる普及促進に向けた環境整備が必要である。

<具体的要求内容>

中小・小規模事業者のキャッシュレス化を推進するため、キャッシュレス決済の手数料負担低減などの環境整備を図ること。

1 5 多文化共生社会の実現に向けた外国人受入環境整備促進

(提案要求先 総務省・出入国在留管理庁・文化庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

国は、多文化共生社会の実現に向けた外国人受入環境を整備するため、外国人支援全般の統一的な見解を示すとともに、地方自治体、受入企業、在住外国人支援団体等がそれぞれの役割に応じた取組が行えるよう財政支援等を講ずること。

<現状・課題>

国内の在留外国人数は 322 万人を超え、地域における定住化も進んでいる。都内の在留外国人は全国の約 20%に当たる約 62 万 7 千人で(令和 5 年 6 月末現在)、都民の約 4 %を占めるに至っている。令和 5 年 4 月に国立・社会保障人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」によれば、令和 52 年には、日本の総人口に占める外国人の割合が 10.8%を占めることが予想される。

国全体で少子高齢化が急速に進行する中、都市の活力を支える人材として外国人が日本人とともに地域社会の中で安心して生活し、活躍できる環境の整備が必要である。

都は、平成 28 年に「東京都多文化共生推進指針」を策定し、現在、生活情報の多言語対応に加え、医療・福祉・学校教育等において在住外国人の支援を行っている。また、多文化共生社会づくりを取組の柱の一つとする公益財団法人東京都つながり創生財団とともに、区市町村、国際交流協会、外国人支援団体等との連携や、地域に密着した専門人材の配置、柔軟な執行体制による機動的な事業展開等により、施策の更なる充実を図っている。

国は、外国人住民の増加・多国籍化等、多文化共生施策を取り巻く社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、地域における多文化共生を推進するための具体的な施策及び推進体制の整備における地方自治体の役割等を示した。

また、文化庁により公布・施行された、「日本語教育の推進に関する法律」(以下「日本語教育推進法」という。)や、出入国在留管理庁が公表した「外国人との共生社会に向けたロードマップ」においても共生社会実現のための施策の策定及び実施について明記された。しかし、その実施に当たっては地域の状況に応じ推進することとしており、国が定めた指針や法律において、多文化共生施策の推進に対する統一的な見解が無い。

今後、在住外国人がますます増加することが見込まれる中、国は、医療、福祉、教育、就労等外国人支援全般の統一的な見解を示すとともに、省庁横断的な施策の推進や、地方自治体、受入企業、外国人支援団体等がそれぞれの役割に応じた

取組が行えるよう財政支援等を講ずる必要がある。

＜具体的要求内容＞

- (1) 国は、在住外国人を取り巻く状況を踏まえ、外国人が地域社会で自立した生活を円滑に送るために必要な次の施策を主体となって実施すること。
 - ・ 外国人が、差別や偏見を受けることなく安心して地域で暮らせるよう、日本人を含めた住民に対する多文化共生社会への理解促進
 - ・ 日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解促進のため、全ての外国人に日本語学習等の機会を提供するための支援
 - ・ 公的機関等における通訳支援、多言語による情報提供を行うための体制整備
 - ・ 災害時における各種情報を、少数言語を含め国において統一的かつ迅速に多言語化するなど、外国人が必要な情報にアクセスできる環境の整備
- (2) 国は、都内自治体や在住外国人支援団体等が多文化共生社会の実現に向けた取組を計画的かつ総合的に実施できるよう、各地域の在住外国人比率や国籍が異なる東京の特性・実情に合わせた適切な財政措置を迅速かつ継続的に講じること。
- (3) 外国人を取り巻く課題は多様であることを踏まえ、教育や福祉、就労等のあらゆる分野等と連携し、多様なニーズにきめ細かく対応できる人材を地域の実情に合わせて育成・支援できるよう、必要な措置を講じること。

参 考

(1) 在住外国人数（全国）

3, 223, 858 人

※法務省統計「在留外国人」（令和 5 年 6 月末現在）

(2) 在住外国人数（東京都）

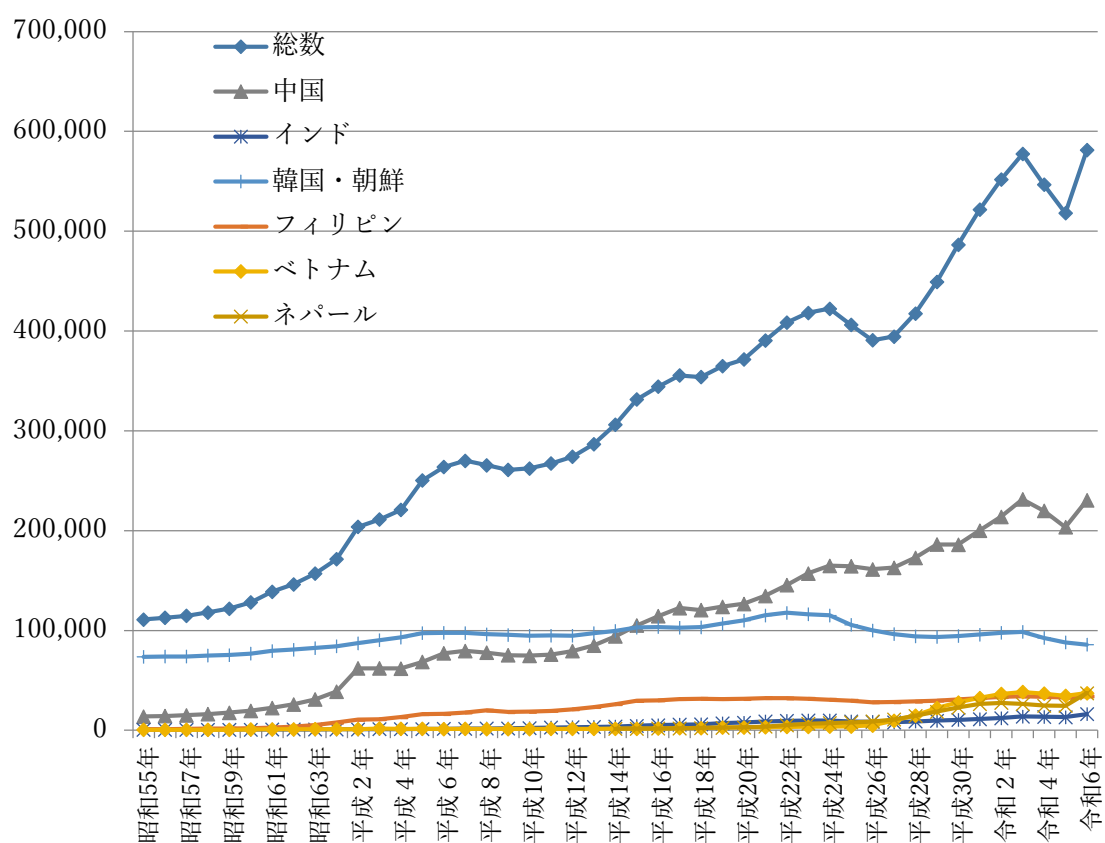
627, 183 人

[国籍・地域別外国人数上位 10]

・ 中国	247, 085 人
・ 韓国・朝鮮籍	89, 656 人
・ ベトナム	40, 496 人
・ フィリピン	35, 365 人
・ ネパール	31, 539 人
・ 米国	21, 322 人
・ 台湾	21, 220 人
・ インド	17, 876 人
・ ミャンマー	16, 610 人
・ インドネシア	8, 617 人

※法務省統計「在留外国人」（令和 5 年 6 月末現在）

(3) 在住外国人人口の推移（東京都）



1 6 ベンチャー企業の支援の拡充

(提案要求先 財務省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

ベンチャー企業の創業や成長の促進を図るために必要な税制上の支援措置を講じること。

<現状・課題>

ベンチャー企業は新たな発想や技術を基に創造的・革新的な経営によって新しい事業分野を開拓し、経済に活力をもたらすとともに、雇用の増大にも貢献するものである。

しかし、我が国ではベンチャー企業が数多く起業し成長する環境が十分ではない。例えば、創業時には初期設備投資や顧客開拓資金など多額の資金が必要となるが、創業間もなく信用力の乏しいベンチャー企業が十分な資金を調達できる仕組が整っていない。

国では、令和2年度税制改正においてエンジェル税制の対象企業要件を設立後3年未満から5年未満へ拡充した。また、令和5年度税制改正では一部において課税の繰延から非課税の措置とする拡充が図られた。

しかしながら、控除対象上限額については、依然として令和3年1月1日以後800万円に引き下げられ縮小されたままとなっている。これにより、投資のインセンティブが低下する懸念がある。

<具体的要求内容>

ベンチャー企業への投資拡大を図るため、エンジェル税制における投資額の所得控除上限額を引き上げるなど、ベンチャー企業の資金調達を支援する更なる税制措置を講じること。

1 7 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善【最重点】

(提案要求先 財務省・農林水産省・国土交通省・環境省)
(都所管局 産業労働局・都市整備局・環境局)

「都市農業振興基本法」の趣旨を踏まえ、都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税制措置に取り組むこと。

<現状・課題>

東京の都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を有しており、安全で快適な都市づくりに極めて重要な役割を果たしている。

しかし、現行の農地制度や税制度の下で、都市農地は相続時の高額な税負担や高齢化による担い手不足などにより年々減少し続けており、都市農業や農地の存続、良好な景観、環境の保全に深刻な影響を及ぼしている。

国は、平成 27 年 4 月に制定された「都市農業振興基本法」に基づき、平成 28 年 5 月に都市農業の振興に関する施策の方向性を示す「都市農業振興基本計画」を閣議決定した。その後、国は生産緑地法を改正し、特定生産緑地制度の新設、面積要件の緩和を実施したほか、相続税納税猶予制度等の税制の改正、都市農地の貸借の円滑化に向けた新たな法律の制定など、制度改善を進めてきたが、今後、残された課題に対応する制度等の改善が必要であるため、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、「都市農業振興基本計画」に示された具体的な取組を着実に実施するなど、以下の制度改善や必要な税制措置に取り組むこと。

- ① 相続税納税猶予制度について一定の土地利用制限の下、農業経営上不可欠な集出荷施設、農機具倉庫、畜舎、直売所等や、市民農園に附属する休憩所やトイレなどの農業用施設用地、屋敷林等についても農地扱いとして対象を拡大するなど、相続税の軽減措置を講じること。
- ② 自治体が生産緑地を計画的に買い取ることができるよう、財政的な支援を拡充すること。
- ③ 緑地確保の観点から、農地の所有者が死亡した際に課税される相続税について、物納が可能となるよう新たな制度を創設すること。その際、農地の評価額は宅地並みとするとともに、国有化された土地を自治体に貸与し、市民農園や NPO 法人等への活用を促すことなどにより、都市の緑地を保全する方策を積極的に講じること。

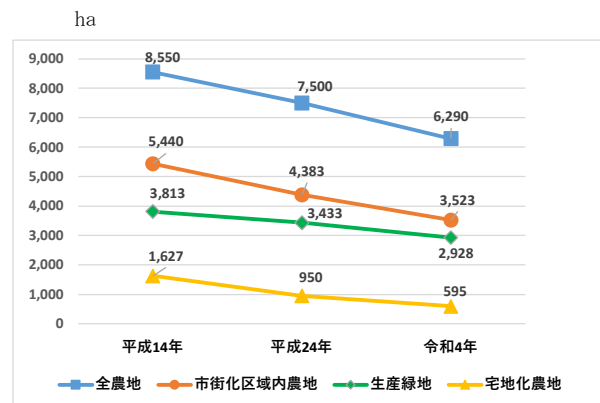
都市農業・農地の現状と国への提案

- 都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を併せ持つ都市の貴重な財産

現 状

- 東京都の農地の6割が、市街化区域内に存在、そのうち8割が生産緑地
- 10年間で約860haの市街化区域内農地が減少
- 農地減少の主な要因は相続
 - ・ 地価が高いため、高額な相続税の負担

【都内の農地面積の推移】



出典：耕地及び作付面積統計、東京の土地 2022

現行の都市農業・農地に係る制度と課題

■ 制度

生産緑地制度

- 市街化区域内で農地を保全する制度
 - ・ 固定資産税は農地課税
 - ・ 相続税は宅地課税だが、納税猶予制度が適用可

相続税納税猶予制度

- 後継者に農地を引き継ぐための税制の特例
 - ・ 終生営農が条件
 - ・ 市街化区域内では生産緑地のみが対象（田園住居地域を除く）

■ 課題

- ・ 農業に必要な農機具倉庫や畜舎、屋敷林等は、相続税が宅地課税されている
- ・ 自治体の財政がぜい弱なため、買取り申出に対応できない

国への提案要求

- 都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、制度改善や税制措置に取り組むこと
 - ・ 農業用施設用地や屋敷林等について、相続税納税猶予制度の適用拡大
 - ・ 生産緑地の買取りのために財政的な支援を拡充
 - ・ 相続税で物納された土地の農的利用を継続させる新たな制度を創設

1 8 新規就農者の経営安定への支援

(提案要求先 農林水産省)
(都所管局 産業労働局)

新規就農者育成総合対策について、市街化区域で新たに農業を始める方が、経営開始資金の交付対象となる仕組みとする

<現状・課題>

東京都では、農業の担い手を確保・育成するため、農外等からの新規就農希望者の就農や定着支援に向け、様々な施策を展開している。この一つとして、農業を始めて間もない方の営農開始時期の生活を支えるため、国の制度である新規就農者育成総合対策の経営開始資金を活用した支援を行っている。

この経営開始資金について、国は現在、市街化区域内も含め、地域の話し合いにより策定した計画に基づき営農を開始した農業者を対象に交付している。

しかし、令和5年4月に、農業者の減少や耕作放棄地の拡大等の農業を取り巻く喫緊の課題に対応するため改正された農業経営基盤強化促進法が施行され、将来の農地利用の姿を明確にするため、市街化区域を除いて地域計画を策定することが義務付けられた。

これに伴い、今後、経営開始資金の交付対象が、地域計画を策定した地域で営農する農業者に限定されることが想定されている。

東京の農業は、約6割が市街化区域内にある農地で営まれているため、都内の多くの地域において新規就農者は交付対象外となり、東京農業の振興に大きな影響があることが懸念される。

都は、市街化区域の自治体が、農業の活性化に向けた計画を策定する場合に支援を行っており、東京農業の更なる発展に向け、こうした市街化区域内において、新たに農業を開始する方々へも確実に支援ができる仕組みが必要であることから、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

市街化区域内での新規就農者が、経営開始直後の経営確立を早期に図れるよう、経営開始資金の交付対象を、地域計画を策定した地域で営農する農業者に限定せず、市街化区域内の基礎的自治体が同様の計画を策定した場合にその地域で営農する農業者も含めること。

19 ライフ・ワーク・バランスの推進【最重点】

1 働き方改革の推進

(提案要求先 内閣府・厚生労働省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、働き方改革推進支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、「働き方改革」に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。
- (2) ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、柔軟な働き方や育児・介護等と仕事の両立など、企業の働き方改革を支援する取組の推進を図ること。
- (3) 中小企業の働き方改革の推進を図るため、長時間労働につながる商慣行の是正に取り組むこと。また、中小企業が取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応を行うとともに、助言及び指導においては、それぞれの企業の事情を踏まえること。
- (4) 中小企業が労働者のエンゲージメント向上に積極的に取り組めるよう、その効果や具体的な取組方法などを広く発信するとともに、働きやすさや働きがいの向上につながる施策を実施すること。

<現状・課題>

残業時間の上限規制や年次有給休暇の付与義務などを定めた働き方改革関連法が、平成31年4月から順次施行され、令和2年4月からは中小企業に残業時間の上限規制が適用され、令和5年4月には中小企業における割増賃金率の猶予が廃止されている。また、令和6年4月から、これまで業務の特性や取引慣行の課題があることから猶予されていた建設事業や自動車運転の業務等に対しても、時間外労働の上限規制が適用されている。こうした中、経営基盤がぜい弱である中小

企業が、法を踏まえ適切に労働時間の短縮などを進めていくには、個々の実情に応じた対応を図れるよう支援を行うとともに、業務効率化などの生産性向上に向けた支援も必要である。

令和2年12月に閣議決定した「第5次男女共同参画基本計画」は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や多様で柔軟な働き方を実現するため、週60時間以上働く雇用者の割合や年次有給休暇の取得率、男性の育児休業取得率など、令和7年に達成すべき数値目標を設定している。

このため、仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス（都ではライフ・ワーク・バランスとして推進））に向けて、新たな目標を設定し、更なる取組を推進していくことが重要である。

一方、中小企業の働き方改革については、取引先からの短納期の発注や納期の短縮など取引慣行が阻害となっていることから、こうした長時間労働につながる商慣行の是正も必要である。

さらに、令和4年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）」において、働き方改革を進め、働く人のエンゲージメントと生産性を高めていくことを目的として、働く人の個々のニーズに基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備に取り組むことが盛り込まれた。人口減少に伴う労働力不足に直面する中、一人一人が持つ潜在能力を十分に発揮するためには、働く人のエンゲージメントを高める取組を推進する必要がある。

< 具体的要求内容 >

- （1）中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、特に令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用された建設事業や自動車運転の業務等に対して、改正法の周知啓発を行うとともに、引き続き、働き方改革支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、働き方改革に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。
- （2）全ての労働者が意欲と能力を十分発揮し、生活と仕事の調和のとれた働き方を実現していくために、長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進、育児・介護等と仕事との両立支援、メンタルヘルス対策などの取組を促す施策を推進すること。
- （3）中小企業の働き方改革の取組を進めるため、取引先の休日労働や深夜労働につながる短納期の発注の抑制など、長時間労働につながる商慣行の是正に向けた取組（しわ寄せ防止の取組）を行うこと。また、中小企業が働き方改革の取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応が実施可能な体制を整備するとともに、中小企業への助言及び指導においては、労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態などそれぞれの企業の事情を踏まえたものとなるよう配慮すること。
- （4）中小企業が労働者のエンゲージメント向上に積極的に取り組めるよう、その効果や具体的な取組方法などを広く発信するとともに、働きやすさや働きがいの向上につながる施策を実施すること。

参 考

(1) 働き方改革関連法の概要（労働時間法制の見直し）

主な改正項目		施行日	
		大企業	中小企業
労働基準法	残業時間の上限規制	平成31年4月1日	令和2年4月1日
	年次有給休暇の付与義務		
	月60時間の残業の割増賃金率引上げ	※施行済	令和5年4月1日
	フレックスタイム制の拡充	平成31年4月1日	
	高度プロフェッショナル制度の新設		
労働時間等設定改善法	勤務間インターバル（努力義務）		
労働安全衛生法	労働時間の客観的な把握		
	産業医・産業保健機能の強化		

(2) 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）数値目標（抜粋）

（内閣府男女共同参画局）

数値目標設定指標	現状（直近の値）	令和7年
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	6.4%	5%
年次有給休暇取得率	56.3%	70%
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	64.0%	全ての企業で実施
男性の育児休業取得率	7.48%	30%
25歳から44歳までの女性の就業率	77.7%	82%
第1子出産前後の女性の継続就業率	53.1%	70%

(3) しわ寄せ防止対策の推進

- ・しわ寄せ防止キャンペーン月間（11月）の実施

2 テレワークの推進

(提案要求先 内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省)
(都所管局 産業労働局)

デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークの促進と定着に向けて、テレワークを社会に根付かせるためのルールの普及啓発を進めるとともに、テレワークの導入が難しい業種や非正規雇用への導入支援のほか、民間企業・自治体等が行うサテライトオフィス整備に対する支援を行うこと。

<現状・課題>

テレワークは、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするものであり、労働者のライフ・ワーク・バランスの向上による働き方改革の促進のほか、企業にとっても、生産性の向上や多様な人材の確保、災害時の事業継続対策などに有効である。

都では、これまで東京 2020 大会における「交通需要マネジメント（TDM）、テレワーク、時差B i z」を一体的に推進する「スムーズビズ」の推進や、感染症の拡大防止に向けた緊急対策などに取り組んできた。その結果、都内企業（従業員 30 人以上）のテレワーク導入率は約 6 割に達するなど、テレワークは急速に拡大している。一方で、運用上の課題（コミュニケーション不足等）に対応できず、定着が難しい企業の存在も浮き彫りになってきている。また、令和 6 年 3 月に閣議決定された育児・介護休業法の改正法案では、3 歳になるまでの子を養育する労働者や家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容にテレワークが追加されている。今後は、コロナ禍の緊急対策としてのテレワークから、働き方の多様化等に対応し、企業戦略として「我が社のテレワーク」を促進させるため、テレワークの更なる導入の促進と定着に向けた取組を強化していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークを企業に根付かせるためのルールの普及啓発を官民一体で進めること。
- (2) 中小企業をはじめ、企業のテレワーク機器・ソフトウェア等の導入や定着を促進するための支援策を拡充すること。
- (3) 育児・介護休業法に、3 歳になるまでの子を養育する労働者や家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）にテレワークが追加されることについて、企業への周知を徹底するとともに、テレワークを活用した柔軟な働き方等を促す施策を実施すること。
- (4) 自宅だけでなく身近な地域におけるテレワークの実施環境の整備を促進するため、民間企業や自治体等によるサテライトオフィス設置に対する支援

を行うこと。

- (5) テレワーク勤務の運用においては、非正規雇用の従業員も正規雇用の従業員と同様に活用できるよう、企業に対し指導を行うとともに、非正規雇用へのテレワークの導入が進むよう支援策を拡充すること。
- (6) 労働時間の管理やコミュニケーションの確保、通信環境の整備など、テレワークの導入・運用上の課題を抱える企業に対して、テレワークガイドラインの普及啓発を図るとともに、課題解決に向けたサポートを行うこと。また、テレワークの導入が難しい業種において導入が進むよう、テレワークに必要な業務改革などについて支援を行うこと。

参 考

【テレワークの導入促進と定着に向けた都の取組】

○「テレワーク東京ルール」の策定

【テレワーク東京ルール】

＜テレワーク戦略ビジョン＞

テレワークで実現するワーク・ビジネススタイルの変革

・働き方改革	ライフ・ワーク・バランスの実現
・ビジネス革新	生産性の向上（ビジネスにおけるDX）
・人材活用	多様な人材の活躍（ダイバーシティの実現）
・危機管理	災害・感染症拡大時など非常時の事業継続
・地域振興	勤務地・働く場所の分散による地域活性化

＜テレワーク実践ルール（我が社のテレワークルール）＞

テレワーク戦略ビジョンを踏まえ、各企業が実情に応じ具体的な取組ルールを設定

【ルールの設定例】

- 働き方改革 : テレワークデー・テレワークウィークの設定、育児・介護中はテレワーク勤務を活用
- ビジネス革新 : 会議や商談・営業は、オンラインで実施（テレビ・ウェブ会議システムの活用）
- 人材活用 : テレワークの活用で障害者等の雇用促進、研修は在宅でeラーニングで実施
- 危機管理 : 警報（台風・大雪等）時や、感染症の拡大時は原則テレワーク勤務
- 地域振興 : 観光地のサテライトオフィス勤務の実施

○育児・介護との両立のためのテレワーク導入促進事業（令和6年度～）

育児・介護と仕事の両立支援を契機としたテレワークの導入を促進するため、テレワーク環境の構築や就業規則の見直し等に係る経費助成等を実施

○テレワーク定着強化事業（令和 6 年度～）

従業員ニーズや運用上の課題を踏まえ、新たなテレワークルールづくり（我が社のベストバランス）に取り組む企業へ奨励金（最大 40 万円）を支給

20 就職氷河期世代等の非正規労働者に対する支援の強化

(提案要求先 内閣府・厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 正規雇用を希望する就職氷河期世代等の非正規労働者が円滑に正規雇用化できるよう支援策を着実に推進すること。
- (2) 「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」の運営について積極的に関与し、更なる取組の推進を図ること。
- (3) 「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」の充実を図ること。

<現状・課題>

就職氷河期世代等の非正規労働者については、不本意ながら不安定な仕事に就いている、いわゆる「不本意非正規」の問題や、正規労働者と比較して雇用の不安定さやキャリア形成が不十分である、といった課題がある。

国においては、「正社員転換・待遇改善実現プラン」（平成 28 年 1 月）により、キャリアアップ助成金の活用促進など非正規労働者の正社員転換・待遇改善を加速させるための取組を推進しており、都においても、国と連携しながら、転換後の計画的な育成の支援などに取り組んでいる。

また、就職氷河期世代については、令和元年 5 月に発表された「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づき、「就職氷河期世代支援プログラム」（3 年間の集中支援プログラム）が取りまとめられ、都において、令和 2 年 7 月に「東京就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を東京労働局と設置し、同年 11 月に事業実施計画を策定した。

さらに、令和 4 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」

（骨太方針 2022）では、就職氷河期世代の就労や社会参加への支援について、令和 4 年度までの 3 年間の集中取組期間に加え、令和 5 年度からの 2 年間で「第二ステージ」と位置付け、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げるとされている。「第二ステージ」では、地方自治体の取組も後押ししながら、相談、教育訓練から就職、定着までの切れ目のない支援を行い、民間企業での採用等を促すとともに、個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援に取り組むことが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 企業が非正規労働者を正規雇用として雇用するインセンティブを付与する措置について、広く事業主に周知し利用促進を図ること。

また、就職氷河期世代の支援については、国で掲げている目標（30万人の正規雇用化等）の達成状況の分析などを行い、更なる就職氷河期世代の活躍促進に向けた支援の充実を図ること。

- (2) 就職氷河期世代の支援については、国と地方自治体が連携し、就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを形成し、都道府県内の支援策の取りまとめ、進捗管理を行うこととされている。今後も、プラットフォームの運営について、積極的に関与し、都道府県域内での施策の更なる推進を図ること。
- (3) 「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」については、都や区市町村が地域の実情に応じて適切な支援を実施できるよう基金を活用した事業など都道府県プラットフォームで策定する事業計画に位置付けた事業の全てを交付対象にするとともに、必要な予算を確保するなど交付金制度の充実を図ること。

参 考

(国の動向)

- (1) 非正規労働者の正社員転換・就職氷河期世代の支援
- 「正社員転換・待遇改善実現プラン」（平成28年1月）
 - ・計画期間 平成28年度～平成32年度
 - ・具体的な取組事項（（1）①不本意非正規の雇用労働者の正社員転換等）
キャリアアップ助成金の活用促進（平成28年度～平成31年度継続的に実施）
 - 「厚生労働省就職氷河期世代活躍促進プラン」（令和元年5月29日「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」取りまとめ）
 - 「経済財政運営と改革の基本方針」（令和元年6月21日閣議決定）
 - (3) 所得向上策の推進 ①就職氷河期支援プログラム
 - ・支援対象は100万人程度、正規雇用者を30万人増やすことを目指す。
 - ・相談、教育訓練から就職までの切れ目のない支援 など
 - 「就職氷河期世代支援に関する行動計画2024」（令和5年12月6日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）
 - 「経済財政運営と改革の基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）
2. 社会課題の解決に向けた取組 (2) 包摂社会の実現

2 1 非正規労働者の待遇改善に向けた支援の強化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

同一労働同一賃金の実現に向け、周知の徹底と適切な運用を図ること。中小企業が適切な運用が図れるよう支援を強化すること。

<現状・課題>

平成 30 年 6 月には「働き方改革関連法」が成立し、パートタイム労働法（パートタイム・有期雇用労働法に改正）、労働契約法、労働者派遣法の改正が、令和 2 年 4 月から施行（中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は令和 3 年 4 月 1 日）された。

平成 30 年 12 月 28 日には、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（いわゆる「同一労働同一賃金ガイドライン」）が告示されている。

また、派遣労働者については、派遣期間の上限設定など改正労働者派遣法の適切な運用に向けた周知啓発や指導が必要である。

<具体的要求内容>

- （１）非正規労働者の不合理な待遇差の解消に向けて、中小企業等が適切な対応を取れるよう、ガイドラインの普及啓発や具体的な助言を行うこと。

なお、派遣労働者については、派遣事業者に対して法制度の周知徹底を図るとともに、適切な運用が図られるよう指導監督を行うこと。

- （２）有期雇用契約労働者をはじめとする非正規労働者の待遇改善に向けた措置を講ずるとともに、正規雇用への転換やキャリアアップなどに取り組む事業主等を支援するために必要な財政措置を講じること。

参 考

(国の動向)

働き方改革関連法の概要等

○雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（パートタイム労働法（パートタイム・有期雇用労働法に改正）、労働契約法、労働者派遣法の改正）

・見直しの目的

同一企業内における正規と非正規との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を選択できるようにする。

・見直しの内容

① 雇用形態による不合理な待遇差をなくすための規定の整備

② 労働者に対する、待遇に関する説明義務の強化

③ 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続き（行政ADR）の規定の整備

・施行日 令和2年4月1日

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は令和3年4月1日

○短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（同一労働同一賃金ガイドライン）

（厚生労働省告示第430号 平成30年12月28日）

・正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・派遣労働者）との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのか、原則となる考え方と具体例を示したもの。

2 2 障害者の就業支援策の一層の充実【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 産業労働局)

- (1) 障害者や難病患者の雇用促進や職場定着を図る施策の充実を図ること。また、障害者手帳を所持しない難病患者等について、雇用率制度における対象障害者の範囲に含めること。さらに、障害者や難病患者の安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成の支援の充実を図ること。あわせて、障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底を図ること。
- (2) 民間企業の法定雇用率 2.7 パーセントへの段階的な引上げや週 20 時間未満で働く重度障害者等の実雇用率の算定が可能となったことを踏まえて、企業に対する法制度の周知徹底や事業主に対する一層の支援策を講ずること。
- (3) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、助成金制度等の周知や施策の充実を図ること。
- (4) 障害者委託訓練については、多様なニーズに対応できるよう委託料の単価を引き上げること。

<現状・課題>

都における令和 5 年 6 月 1 日現在の民間企業の障害者の実雇用率は、2.21 パーセントと過去最高を更新し、雇用障害者数も過去最高となっている。

しかし、依然として法定雇用率 2.3 パーセントを下回っており、大企業の障害者雇用は進展しているものの中小企業の障害者雇用は進んでいないなど、更なる雇用促進の取組が必要である。

障害者の雇用においては、雇用されても早期に離職する例が多く、職場定着の支援が重要となっている。さらに、難病を抱える方の就職支援や雇用継続の支援も課題となっている。

また、国において重度身体障害者に対する支援として障害者雇用納付金制度に基づく助成金等の拡充が図られているところであるが、こうした制度の着実な実施を図るとともに、利用促進に向けた周知や施策の更なる充実が必要である。

一方、障害者の雇用は有期雇用契約が多く、賃金も最低賃金といった場合も多い。このため、安定的な雇用、処遇改善や将来を見据えたキャリア形成の支援など、障害者が希望とやりがいをもって働ける環境整備が必要である。

また、このような環境整備のためにも、障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などの普及啓発が重要である。

加えて、民間企業の法定雇用率が令和6年度から2.5パーセント、令和8年度から2.7パーセントと段階的に引き上げられることに伴い、雇用義務の対象となる中小企業の範囲が更に拡大することを踏まえて、中小企業をはじめ企業に対する更なる支援策が必要である。

さらに、令和6年4月から週10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障害者や精神障害者の実雇用率の算定が可能となったことを踏まえて、企業がより一層の障害者雇用を進めていくためには、週20時間未満の障害者の雇用に対する支援策が必要となる。

<具体的要求内容>

- (1) 障害者の雇用の促進とともに、職場定着が図られるよう、職場体験実習やトライアル雇用の推進、ジョブコーチ事業の拡大など施策の充実を図ること。
また、障害者手帳を所持しない難病患者や発達障害者等について、雇用率制度における対象障害者の範囲に含めること。さらに、障害者や難病患者が安心して活躍できる職場環境を整備するため、安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成を支援する取組の充実を図ること。あわせて、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などを行うこと。
- (2) 民間企業の法定雇用率が2.7パーセントへ段階的に引き上げられることや週20時間未満で働く重度障害者等の実雇用率の算定が可能となったことを踏まえて、法制度の周知徹底を図るとともに、精神障害者をはじめ障害者の雇用についての中小企業に対する普及啓発や重度障害者等の受入ノウハウ・好事例の普及啓発を進めること。また、障害者の雇用を更に拡大するためのテレワークの導入支援など、事業主に対する支援策を講ずること。
- (3) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、障害者雇用納付金制度に基づく拡充された助成金制度等の周知を行うとともに、更なる施策の充実を図ること。
- (4) 「障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業」については、応募者が少人数の場合でも多様な訓練が実施できるよう、委託料の単価を引き上げる

参 考

【民間企業の雇用者数（東京）】

令和 5 年 12 月 22 日現在

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成 2 9 年度 (対前年比)	127, 568. 5 (1. 7%)	33, 996. 5 (7. 2%)	19, 400. 0 (18. 2%)
平成 3 0 年度 (対前年比)	131, 700. 5 (3. 2%)	37, 022. 5 (8. 9%)	25, 071. 0 (29. 2%)
令和元年度 (対前年比)	135, 139. 5 (2. 6%)	39, 599. 0 (7. 0%)	29, 276. 0 (16. 8%)
令和 2 年度 (対前年比)	136, 369. 5 (0. 9%)	41, 628. 5 (5. 1%)	33, 494. 0 (14. 4%)
令和 3 年度 (対前年比)	137, 835. 0 (1. 1%)	44, 114. 5 (6. 0%)	37, 582. 0 (12. 2%)
令和 4 年度 (対前年比)	138, 907. 0 (0. 8%)	46, 513. 0 (5. 4%)	43, 055. 5 (14. 6%)
令和 5 年度 (対前年比)	140, 206. 0 (0. 9%)	48, 549. 0 (4. 4%)	50, 577. 0 (17. 5%)

※雇用者数（人）はカウント数

【障害者委託訓練】

○委託料の単価（集合訓練の場合）

訓練生 1 人当たり、上限月額 6 万円（1 か月当たり標準 100 時間）

○実施コース数及び中止コース数

	実施コース数	中止コース数（※）
令和 3 年度	227	36
令和 4 年度	272	47
令和 5 年度	290	28

※応募者がいるにもかかわらず、採算が取れないという理由で中止となったコース。

2 3 情報通信網の維持管理及び再整備に対する支援

(提案要求先 総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

島しょ部における超高速ブロードバンド環境整備後の通信基盤施設の維持管理について必要な財源を確保した上で、時限措置となっている補助事業を恒久化すること。また、災害対応力の強化に向けた通信基盤施設の再整備にも活用できるよう、補助対象の拡充を図ること。

<現状・課題>

超高速ブロードバンドは全国の整備率が 99.7%に達する基幹的なインフラであるが、都内の島しょ部は、人口規模が小さく採算面等が厳しいため民間事業者による通信基盤網の整備が進んでこなかった。このことから、都は、島しょの超高速ブロードバンド環境を整えるため、海底光ファイバーケーブルの整備を進めてきた。

平成 22 年度に小笠原、平成 28 年度に神津島、御蔵島、平成 29 年度に新島、式根島、令和元年度に利島、青ヶ島の通信基盤の整備を完了した。これにより、各島で超高速ブロードバンドを用いた様々なサービスが展開されており、海底光ファイバーケーブル等の通信基盤は島民の生活に不可欠な基幹インフラとなっている。

これらの整備に当たっては国の財政支援により事業を進めてきたが、整備後には、施設の維持管理に加えて自然災害（台風、波浪）による損傷の復旧にも多額の費用が生じている。整備後も安定した通信ネットワーク環境を維持していくためには、通信基盤の適切な維持管理と災害に強い施設へ再整備していくことが重要である。

国においては、令和 4 年 6 月の電気通信事業法の改正により創設されたブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度は、民設民営を対象としたものであり、公設民営である都の施設は対象外となった。一方、令和 3 年度に補助事業の見直しがなされ、災害への対応含め維持管理に要する経費について補助の対象となったが、時限的な措置となっている。

また、頻発する自然災害への対応も急務であり、減災に向けた通信ネットワークの再整備に対する国の財政的な支援が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 情報通信基盤の整備後の維持管理の負担が大きいことから、公設民営である都の施設について時限となっている維持管理に係る補助事業を恒久化すること。
- (2) 安定した通信のネットワーク環境を常に維持するため、災害対応力の強化に向けた海底光ファイバーケーブル等の施設再整備も補助対象とする等の拡充を講じること。

2 4 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応

(提案要求先 水産庁・海上保安庁・防衛省)
(都所管局 産業労働局・総務局)

- (1) 中国漁船の領海侵犯及び違法操業への取締り体制の強化を継続すること。
- (2) 中国漁船の違法操業により影響を受けた漁場の回復策を引き続き講じること。

<現状・課題>

東京都には伊豆諸島、小笠原諸島に至る日本の約4割を占める広大な排他的経済水域があり、基幹産業として漁業が営まれ、島しょ地域の経済を支えている。

この伊豆諸島、小笠原諸島周辺海域に、平成26年9月から平成27年1月にかけて、多数の中国漁船とみられる船舶が出現し、排他的経済水域のみならず、領海にまで立ち入り、違法な宝石さんご漁業が行われた。

また、平成27年3月に水産庁が小笠原諸島周辺海域で調査し、中国漁船の漁網が海底に残存しているなど、違法操業による宝石さんごや底生生物への影響を確認した。

さらに、平成31年2月に母島沖の排他的経済水域内で、宝石さんご漁業に使用する網を所有している中国漁船が海上保安庁の停船命令に従わずに逃走する事件が発生した。

都は、現在、漁業調査指導船により漁場への影響調査を定期的に行っている。

国においては、海上保安庁や水産庁による取締りが行なわれており、令和3年3月には新巡視船「みかづき」の配備により小笠原周辺域での警備体制の強化が図られた。

こうした対策の効果もあり、現在、中国漁船の違法操業は確認されていないが、今後も、違法操業への懸念は払しょくされていないことから、引き続き以下のとおり要求する。

<具体的要求内容>

- (1) 貴重な水産資源を有する我が国の排他的経済水域の権益を守るとともに、領土・領海の保全に万全を期し、都民の安全で安心な生活を確保するためにあらゆる必要な対策を、引き続き実施すること。

特に、中国漁船の違法操業に対しては、万全な対策を講じること。

- (2) 中国漁船の違法操業により影響を受けた小笠原諸島周辺海域の漁場環境を回復するため、海底に残存している漁網の回収支援を引き続き行うこと。

2 5 女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実

【最重点】

1 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 産業労働局)

女性の活躍を推進する観点から、女性の活躍推進に向けた取組を行う企業への支援策の充実や、女性の再就職に向けた施策の強化を図ること。

<現状・課題>

人口減少社会を迎える中、日本の成長を持続させていくためには、将来を担う若者だけではなく、女性や高齢者等が能力や個性を十分発揮し働き続けられることが必要である。

とりわけ、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動や行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ、社会全体に活力を与えることにもつながるものである。

しかし、出産・育児等のライフステージの変化により、女性の正規雇用比率は30代以降下がっていく傾向にあり、また、女性の管理職割合は諸外国と比較し低い水準となっていることなどから、女性活躍を推進する施策の充実が必要である。

平成28年4月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律により、常時雇用する労働者が300人を超える事業主に対し行動計画の策定が義務化された。加えて、令和元年5月には、101人以上300人以下の企業にも行動計画の策定が義務付けられる同法の改正案が成立し、令和4年4月に施行された。

また、令和4年7月には、301人以上の企業に対し同法に基づく男女の賃金の差異に係る情報の公表が義務化され、さらに令和5年6月に決定した「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」には常時雇用労働者101人以上300人以下の企業への公表義務の対象拡大の検討を行うことが明記された。

<具体的要求内容>

- (1) 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する支援策の充実や、中小企業に対する行動計画の策定支援等を強化すること。

また、女性管理職が相当程度少ない企業において、女性社員向けの人材育成やキャリア形成支援の取組に対して支援を行い、女性の管理職登用やキャリアアップを中小企業に促すこと。

- (2) 女性のライフステージに対応した活躍を支援するため、マザーズハローワーク等支援拠点の更なる増加や事業の充実など、子育て等により離職した女

- 性の再就職に向けた施策について、一層の強化を図ること。
- (3) 男女の賃金に差異があることから、その解消に向けた施策を講じること。

2 いわゆる「年収の壁」等への対応

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 短時間労働者の追加就労の障壁となる、配偶者手当等の支給要件の見直し等について、企業に対し働きかけるとともに、企業の自主的な取組を支援すること。
- (2) 就業調整をしている短時間労働者に対して、いわゆる「年収の壁」に関する制度改正動向等の正確な理解を促進すること。
- (3) いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者の被用者保険の適用要件の見直しに係る検討を着実に進めること。
- (4) くらし方や働き方の変化を踏まえ、働き方に中立な社会保障制度の実現に向けて検討を進めること。

<現状・課題>

我が国では、労働者の配偶者で扶養され社会保険料の負担がない層のうち約4割が就労している。その中には、一定以上の収入（106万円または130万円）となった場合の、社会保険料負担の発生や、収入要件のある企業の配偶者手当がもらえなくなることによる手取り収入の減少を理由として、就業調整をしている者が一定程度存在する。都は、このような手当の見直しを行った企業に対して、新たに奨励金を支給することとしている。

「全世代型社会保障の構築に向けた取組について（令和4年12月16日全世代型社会保障構築本部決定）」では、働き方に中立的な社会保障制度等の構築に向けて、短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃や、週労働時間20時間未満の短時間労働者への適用拡大等を取り組むべき課題としており、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）（令和5年6月13日決定）」では、「いわゆる106万円・130万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げに引き続き取り組む。」とされている。さらに、子供未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）においても同様の取組について言及されている。

令和5年10月から実施している「年収の壁・支援強化パッケージ」では、国における当面の対応として、(1) 106万円の壁への対応（①キャリアアップ助

成金のコースの新設（②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外）、（２）130万円の壁への対応（③事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）、（３）配偶者手当への対応（④企業の配偶者手当の見直し促進）を進め、年収の壁を意識せずに働くことのできる環境づくりを後押しするとともに、さらに、制度の見直しに取り組むことや、設備投資等により事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業等に対する助成金（業務改善助成金）の活用を促進している。

当面の対応とともに、就業調整を行っている短時間労働者の女性がいることを踏まえれば、いわゆる「年収の壁」に代表されるような、女性の就労の壁となっている制度・慣行についても、見直しを進めていくことが必要である。

<具体的要求内容>

- （１）短時間労働者の追加就労の障壁となる、配偶者手当等の支給要件の見直し等について、企業に対し働きかけるとともに、企業の自主的な取組を支援すること。
- （２）就業調整をしている短時間労働者に対して、いわゆる「年収の壁」に関する制度改正の動向や、就業時間数と収入の関係について、将来を見据えた安定収入や社会保障の重要性、被用者保険加入のメリットなども含め、普及啓発により正確な理解を促進すること。
- （３）いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者の被用者保険の適用要件の見直しに係る検討を国民年金制度との整合性等を踏まえつつ着実に進めること。なお、検討にあたっては、中小・零細企業の事業主負担に留意しつつ、当面の対応の効果を検証した上で進めること。
- （４）くらし方や働き方の変化を踏まえ、働き方に中立な社会保障制度の実現に向けて検討を進めること。

26 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進【最重点】

(提案要求先 農林水産省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

全国の中小企業のビジネスチャンスを拡大し、日本全体の経済の活性化を図るため、東京 2020 大会を契機に運営を始めた「ビジネスチャンス・ナビ」について、引き続き、都と連携して全国の事業者利用を促すこと。

<現状・課題>

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）を契機とした中小企業の中長期的なビジネスチャンスの拡大を図るため、都は東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会及び東京都中小企業振興公社と連携して「中小企業世界発信プロジェクト」を実施しており、その取組の一貫として都、国、組織委員会などの様々な発注情報を一元的に集約したポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を平成 28 年 4 月から運営してきた。

このサイトを全国の中小企業等が活用することで受注機会の拡大やビジネスパートナーの開拓につながるよう、国とも連携しながらサイトの周知を図り、登録や活用促進に向けて取り組んできており、また、各地域の産業に精通したネットワーク・サポーターを全国各地域に配置し、本サイトを活用して東京と地方の中小企業を結びつけることにより、受発注取引の広域化を推進してきた。

本サイトを含むプロジェクトについては、組織委員会の「東京 2020 アクション & レガシープラン 2019」や、国の「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」に掲載されるなど、都や経済団体等と連携し、東京 2020 大会を契機に全国の中小企業の受注機会を拡大していくこと等が位置付けられた。

このような中小企業の発展につながる取組については、令和 4 年度以降も「中小企業受注拡大プロジェクト」として継続し、東京 2020 大会の重要なレガシーの一つとして定着させ、更なる発展を目指している。具体的には、ユーザーの利便性向上を目指しサイト機能の見直しを行うほか、民間企業同士の受発注取引の更なる活性化に向けたマッチング支援機能の強化を図るなど、プロジェクト内の取組についてより一層の活用促進に努め、中小企業の発展を後押しする。

こうした取組により、令和 6 年 3 月 31 日時点で、本サイトにおける登録企業数は累計 47,183 件となり、都の政策連携団体等も 38 団体が本サイトを電子入札システムとして活用している。

ビジネスチャンス・ナビの利便性向上やマッチング機能の強化を図る取組と、

東京と地方の中小企業を結びつけ、受発注取引の広域化を図る取組をリンクさせることで、本プロジェクトの効果を日本全国に波及させることも引き続き目指すところであり、日本全体の経済の活性化を図るためには、本サイトへの登録と案件掲載を促していくことが重要である。

<具体的要求内容>

東京 2020 大会を契機に運営を始めた「ビジネスチャンス・ナビ」について、引き続き、都と連携して全国の事業者に登録・利用を促し、中小企業の受注機会の拡大を図ること。

参 考

＜中小企業受注拡大プロジェクトの概要＞

東京 2020 大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓支援などの取組を大会のレガシーとして定着させ、中小企業の更なる飛躍につなげるため、以下の取組を展開

1 ＜ビジネスチャンス・ナビ＞

官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトであり、受発注取引のマッチングをサポートし、中小企業の受注機会の拡大を支援する。また、サイトを通じた受発注取引や事業者のPR情報をもとに、ビジネスパートナー企業の検索を可能とする。

2 東京ビジネスフロンティア

中小企業が開発した創意あふれる製品やサービスを一堂に集め、大規模な展示会へ出展する。

【ビジネスチャンス・ナビの概要】



＜令和3年度までの組織委員会や国における位置づけ＞

○東京 2020 アクション&レガシープラン 2019 アクション一覧（抜粋）

東京 2020 大会開催等を契機とする様々な調達情報などを提供する「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を活用し、東京のみならず全国の中小企業の受注機会の拡大を支援

○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告（令和3年6月）（抜粋）

大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくため、東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」が構築し、平成 28 年 4 月から本格的に稼働されている、「ビジネスチャンス・ナビ 2020」について、東京都、大会組織委員会、経済界等とで連携し、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトとして、積極的な活用が進められている。

2 7 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化【最重点】

(提案要求先 金融庁・経済産業省・中小企業庁・環境省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発等の更なる支援強化を図ること。
- (2) 中小企業における脱炭素化の取組を加速させるため、国が開設したカーボン・クレジット市場において、中小企業も含め取引に参加しやすい仕組みとするとともに、良質で信頼性の高い海外クレジットも対象に加えることで、取引が活性化されるよう、検討を進めること。

<現状・課題>

エネルギーや原材料をはじめとした物価の高騰、円安進行などにより、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

こうした中、世界では再生可能エネルギーの利用拡大が進むなど、脱炭素化に向けた動きが加速するとともに、新たな脱炭素技術の開発も活発化している。

脱炭素化に向けた世界の潮流に乗り、中小企業が持続的な成長・発展を遂げていくためには、今後拡大が見込まれる脱炭素市場への参入を図るとともに、省エネ設備の導入等の取組を進めていくことが重要である。

国では、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）において「製品・サービス高付加価値化枠」を新設し、G X の分野を「成長分野進出類型」と分類し、革新的な製品・サービス開発の取組に必要な設備・システム投資等への支援を実施しているところである。

カーボンニュートラルの実現に向けては、企業活動においても、製造工程等から自社製品の輸送等のサプライチェーン（Scope 3）までを含めた温室効果ガスの削減が重要であり、取引先からカーボンニュートラルへの協力を要請される中小企業も増加している。そのため、国は中小企業が脱炭素化に向けた設備投資や技術開発、排出量算定等に取り組むことができるように後押しする必要がある。

また、脱炭素社会の実現にむけて、国が果たすべき役割は決定的に重要である。東京をはじめとする各地域の主体的かつ率先的取組を支援する施策の構築や2050年に向けた更なる技術開発などに取り組むとともに、温室効果ガスの国内での大幅削減を目指すことで脱炭素社会への転換を先導し、世界全体の排出削減に最大限貢献していくことが必要である。

2023年2月には「G X 実現に向けた基本方針」が閣議決定され、エネルギー安

定供給の確保に向けた取組のほか、GXの実現に向け、「GX経済移行債」等を活用した大胆な先行投資支援、カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ、新たな金融手法の活用などを含む「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現を目指すこととなった。企業が自主的に設定した目標に基づき削減量を評価する仕組みである排出量取引（GX－ETS）が2023年度より試行的に開始し、2026年度より本格的に稼働する。あわせて、カーボン・クレジット市場を開設し、GX－ETSの目標達成に活用可能なJ－クレジットの市場取引を開始したが、その活性化が課題となっている。

< 具体的要求内容 >

- （１）中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発、円滑な排出量算定等の更なる支援強化を図ること。
- （２）国が開設したカーボン・クレジット市場は、GXリーグにおける排出量取引制度（GX－ETS）の参加企業以外でも取引が可能であることから、中小企業も含め取引に参加しやすい仕組みとするとともに、良質で信頼性の高い海外クレジットも対象に加えることで取引が活性化されるよう、検討を進めること。

28 物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援 の更なる充実【最重点】

(提案要求先 公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

物価高騰等の影響を受ける中小企業について、経済が本格的な回復に至るまでの間、その支援策の更なる充実を図ること。

<現状・課題>

エネルギーや原材料をはじめとした物価の高騰、円安進行などにより、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

このため、東京都では、原油価格高騰等で影響を受けている中小企業を対象とした販路拡大支援や設備投資支援を展開するとともに、上昇したコストを取引価格に反映するための適正な価格転嫁に向けた対策や、賃上げの原資確保につながる取組を後押しするなど、様々な支援策の充実を図っているところである。

他方、国においても、令和2年5月に「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを創設したり、令和5年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を定めたりするなど、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行の順守を促しているところである。また、令和6年3月には、コスト上昇分の価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえて事業者名を公表し、価格転嫁の円滑な推進を強力に推進している。さらに、令和5年度補正予算において、物価高対策や賃上げに向けた取組を促す設備投資への補助金を充実するなど、中小企業への支援を拡充している。

こうした中で、企業物価指数の伸びは落ち着いてきたものの、日本商工会議所・東京商工会議所が令和6年2月に公表した資料では、65.6%もの中小企業が人手不足を感じる一方で、前向きな賃上げを行う余裕がある中小企業は24.4%にとどまるなど、中小企業は引き続き厳しい経営環境にある。

中小企業が、現在の物価高騰等の危機を乗り越え、事業を継続・発展させていくためには、様々な観点から既存の支援の継続・更なる充実が必要である。

<具体的要求内容>

経済が本格的な回復に至るまでの間、物価高騰等の影響を受ける中小企業に対して、既存の経済対策の継続・拡充など更なる支援の充実を図るとともに、適正な価格での取引推進に向けた仕組みについて、その実効性をより一層向上させること。

29 中小企業の人材確保・定着への支援

(提案要求先 内閣府・法務省・厚生労働省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

少子高齢化による労働力人口の減少を踏まえ、東京の経済を支える中小企業の人材確保・育成を促進していくための総合的な対策を実施すること。

<現状・課題>

少子高齢化に伴う労働力人口の減少が危惧される中、多くの産業において人手不足が深刻化しており、人手不足による倒産も増加傾向となっている。

特に中小企業においては、募集をかけても応募者が少ない、自社の強みを求職者に伝えるノウハウが不足しているなどの課題を抱え、求める人材を採用できない状況となっている。人材の計画的・中長期的な育成や活用にも課題を抱え、若年者の定着や技能承継に支障を来しているという状況もある。

また、社会のデジタルトランスフォーメーションの進展など産業構造が変化する中、中小企業ではデジタル人材等の確保・育成が大きな課題となっており、求職者に対する職業訓練や在職者へのリスキリングにより、産業構造の変化に適切に対応することができる人材を育成していくことが求められる。

一方、外国人材の受入れについては、国による新たな在留資格の創設等により拡大が図られており、これに伴い、中小企業において外国人が安心して就労できる環境づくりが急務となっている。

現在、特定技能制度・技能実習制度見直しについては政府の方針が決定されたところであるが、新制度においては、制度見直しの趣旨を踏まえ企業と外国人材双方にとって意義のある運用が図られる必要がある。

加えて、国は、令和4年7月に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定したが、今後、副業・兼業等の多様な働き方も含めた人材の確保を進めていくことが必要である。

中小企業が存続し、成長を遂げていくためには、人材の確保・育成は不可欠であり、ミスマッチの解消や実態を踏まえた総合的な支援を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 中小企業が若手人材を採用できない主な要因は、学生の大企業志向や中小企業に関する情報不足であることから、企業研究促進や就業観の醸成に関する職業教育の充実を図るなど、学生や学校が中小企業に対する理解を深める対策を行うこと。
- (2) 即戦力となる専門・中核人材の確保に向けては、ハローワークや民間職業紹介事業者との求職・求人情報の共有による連携強化や、専門知識・経験を有する人材と中小企業のマッチング支援の推進など、総合的な対策を図ること。

- (3) デジタル人材をはじめとする産業構造の変化に対応するための人材を確保・育成するため、都の施策に対する新たな補助制度創設など支援を充実すること。
- (4) 外国人が安心して日本で就労できるよう、中小企業における労働環境の確保や、住宅をはじめとする生活基盤の整備等について、支援の充実を図るとともに、特定技能制度・技能実習制度について、制度見直し後の円滑な移行が行われるよう、普及啓発や必要な支援の検討を進めること。
- (5) 人材不足が深刻な建設、医療、福祉、運輸業等における人材確保状況や労働実態を踏まえ、従業員の処遇改善など、総合的な確保対策を行うこと。
- (6) 国の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について、適切な労働時間管理や健康管理などが図られるよう、企業・労働者双方に対して周知を図ること。

30 中小企業のデジタル化の推進

(提案要求先 中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

中小企業のデジタル化に向けて普及啓発やデジタル技術活用に必要な経費助成など更なる支援強化を図ること。

<現状・課題>

少子高齢化に伴う労働力人口の減少やコロナ禍を経て一層顕著となったデジタル化の進展などがみられる現状において、中小企業の持続的な成長のためには、データやデジタル技術の効果的な活用により生産性を向上させ、競争力を強化していくことがもはや不可欠な状況となっている。

こうした中、国では「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）」において「省力化（オーダーメイド）枠」を新設し、「IT導入補助金」においては「インボイス枠」を拡充するなど、中小企業のデジタル化を推進している。

また、都においても、中小企業のデジタル化推進に向けて普及啓発や人材育成等の支援を行うとともに、デジタル技術活用に必要な経費助成などの充実を図り、中小企業の取組を後押ししているところである。

しかしながら、中小企業は大企業と比べて、デジタル化を進める上で資金やノウハウなどの経営資源が不足しており、今後、中小企業のデジタル化の取組を一層加速させていく必要がある。

<具体的要求内容>

中小企業のデジタル化に向けて、好事例の発信による普及啓発とともに、デジタル技術活用等に必要な経費助成の更なる支援強化を図ること。

3 1 高齢者の就業を推進するための支援の充実

【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

高齢者が希望や能力、経験などに応じて働き続けられるように、高齢者に向けた就業支援を一層充実するとともに、企業における高齢者雇用への理解や高齢者を受け入れる職場環境の整備を促進すること。

<現状・課題>

東京都における令和4年度の65歳以上の求職者(都内ハローワーク)は65,338人で増加傾向だが、令和4年度における就職率は、若干上昇したものの19.5%(東京労働局)にとどまっている。

今後、高齢者の就業を推進し、高齢者が生涯現役で働き続けられるようにしていくには、高齢者が希望する仕事と求人とのミスマッチを解消するとともに、企業の高齢者の雇用に対する理解を促し、さらに高齢者が活躍する場を創出することが必要である。

また、令和5年「高年齢者雇用状況報告書」(令和5年12月東京労働局)によると、都内の従業員21人以上の企業のうち、66歳以上になっても継続して働ける企業は34.2%である。

そして、令和3年4月に施行された改正高年齢者雇用安定法では、65歳から70歳までの就業機会の確保措置について、企業に対して7項目(①定年延長、②定年廃止、③契約社員等での再雇用、④他企業への再就職支援、⑤フリーランスで働くための資金提供、⑥起業支援、⑦NPO活動等への資金提供)のいずれかの措置を講ずる努力義務が設けられた。本改正により企業はこれらの就業機会の確保措置について選択できる仕組みを整備することが求められている。

これらのことを踏まえ、今後、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮して活躍できるように、企業に対して高齢者雇用への理解促進と支援を充実させることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 都内ハローワークに設置されている「生涯現役支援窓口」等を活用して、高齢者に向けた情報提供や相談支援を充実するとともに、合同就職面接会や職場体験等を含めた企業とのマッチング機会の拡大・充実を図ること。
- (2) 65歳を超えて高齢者が活躍している企業の具体的な事例紹介を含めた企業向けの広報等を通じて企業の高齢者雇用への理解を促進するとともに、企業が高齢者を受け入れるための職場環境を整備するため、相談支援や情報提供などを充実させること。

- (3) 65 歳以上の高齢者を採用した企業や、高齢者雇用の継続雇用に向けた制度構築に取り組む企業への支援を一層充実させること。

3 2 ソーシャルファームの普及

(提案要求先 総務省・厚生労働省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

障害者等の就労に困難を抱える方の雇用拡大につながるソーシャルファームについて、その普及を図る取組を行うこと。

<現状・課題>

都では令和元年 12 月、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例（令和元年東京都条例第 91 号）」を制定した。この条例は、就労の支援に係る施策の推進並びにソーシャルファームの創設及び活動の促進の基本となる事項を定め、就労の支援に係る施策等を総合的に推進することにより、都民一人一人が個性と能力に応じて就労し、誇りと自信を持って活躍する社会の実現に寄与することを目的としている。

この条例に基づき、都は令和 2 年 6 月、ソーシャルファームの創設及び活動を支援することを目的に、「東京都ソーシャルファームの認証及び支援に関する指針」を策定し、都の支援対象となるソーシャルファームを認証する基準及び支援策等を定めた。さらに、令和 3 年 3 月に、都の支援対象となるソーシャルファームを認証し、東京都認証ソーシャルファーム事業所が誕生しており、令和 6 年 3 月末時点では 43 事業所が就労に困難を抱える方の雇用等に積極的に取り組んでいるところである。また、27 事業所が予備認証事業所として東京都認証ソーシャルファーム事業所としての認証を目指して取り組んでおり、ソーシャルファームの創設の気運がより一層高まっている。

こうしたソーシャルファームの取組を全国にも広げるため、その普及を図るとともに、就労に困難を抱える方々に働く場を提供し続けることができるよう支援が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) ソーシャルファームは、自律的な経済活動の下、障害者、ひとり親、刑務所出所者など就労に困難を抱える方を多数雇用する新たな枠組みであり、こうした方々の雇用の場の拡大と自立の促進を図る上で極めて有効な取組であることから、ソーシャルファームの創設や活動が全国で促進されるよう普及啓発等に取り組むこと。
- (2) ソーシャルファームの創設や活動の促進への支援を検討している地方公共団体に対し、取組実現の後押しにつながるよう、積極的な支援を行うこと。
- (3) 都が認証したソーシャルファームについて、その立上げや運営に対する支援を行うこと。また、国や地方公共団体等からのソーシャルファームの受注の機会の増大に向け、必要な措置を講ずること。

○「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」（抜粋）

第3章 ソーシャルファームの創設及び活動の促進等

（ソーシャルファームの創設及び活動の促進）

第10条 都は、前章に定める就労の支援に係る施策のほか、事業者による自律的な経済活動の下、就労困難者と認められる者の就労と自立を進めるため、事業からの収入を主たる財源として運営しながら、就労困難者と認められる者を相当数雇用し、その職場において、就労困難者と認められる者が他の従業員と共に働いている社会的企業（以下「ソーシャルファーム」という。）の創設及び活動の促進を通じて、就労の支援を効果的に実施するものとする。

（認証等）

第11条 都は、ソーシャルファームの創設及び活動を支援するため、支援対象となるソーシャルファームを認証するものとする。

2 都は、ソーシャルファームの創設及び活動の支援に当たり、支援策等を取りまとめた指針等を策定するものとする。

3 支援対象となるソーシャルファームを認証する基準は、前項の指針等において定めるものとする。

○関係法令

- ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」
第3条（国及び独立行政法人等の責務）、第4条（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）ほか
- ・「地方自治法」
第234条第2項（契約の締結）
- ・「地方自治法施行令」
第167条の2第1項第3号（随意契約）

3 3 ハラスメント防止対策の総合的な推進

(提案要求先 厚生労働省・消費者庁)
(都所管局 産業労働局・生活文化スポーツ局)

事業主が適切にハラスメント防止対策を実施できるように、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の防止に関する法令の周知啓発や相談等の支援を行うなど、ハラスメント防止対策の総合的な推進を図ること。

特に、顧客等が従業員等に対して社会的な常識や通念を超えた言動を行うことを抑えるため、企業等への支援の充実や顧客等としての消費者への普及啓発など、法制化の検討も含めて、対策を一層強化すること。

<現状・課題>

労働施策総合推進法が改正され、職場におけるハラスメント対策が明記されるとともに、パワーハラスメント対策の法制化が図られた。これにより、事業主にパワーハラスメント防止のため、相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることが義務付けられ、令和2年6月から施行（中小企業への適用は令和4年4月）されている。

また、セクシュアルハラスメント等防止対策に関しては、事業主及び労働者の責務が明確化されるなど男女雇用機会均等法等の改正が行われ、事業所の規模を問わず令和2年6月から施行されている。

さらに、令和2年1月には、国において、職場におけるハラスメント関係指針が策定され、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等に関して、事業主が講ずべき措置等の指針が示された。

一方、製品を買い求める顧客やサービスの利用者等から過大な要求や不当なクレームを受け、働く方が人格を傷つけられ精神的なダメージを受ける状況が生じている中、国は指針において、事業主が行うことが望ましい取組を示すとともに、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を公表しているが、民間での取組を実効性あるものとしていく必要がある。都は、専門家等の検討を踏まえ、現場における対応のよりどころとなるよう、独自に条例化の検討を進めている。

<具体的要求内容>

事業主が適切にハラスメント防止対策を実施できるように、職場のパワーハラスメント・セクシュアルハラスメント等の防止に関して、事業主及び労働者に対してきめ細かく法令の周知啓発や相談等の支援を行うなど、ハラスメント防止対策を総合的に推進すること。中小企業においては、令和4年4月1日よりパワー

ハラスメント防止措置が義務化されたことから、企業において法に基づく適切な措置が図られるよう、中小企業向けの支援を拡充すること。

また、特に、顧客やサービスの利用者等が企業の従業員等に対して社会的な常識や通念を超えた言動を行うことを抑えるため、事業主、労働者に加え顧客・利用者等としての消費者に向けた普及啓発や業種・業態等に応じた企業等へのきめ細かな支援を充実させるなど、法制化の検討も含めて、対策の一層の強化を図ること。

3 4 社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への 資金繰り支援【最重点】

(提案要求先 金融庁・経済産業省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

エネルギー価格の高騰や人手不足への対応など社会経済情勢の変化により事業活動に影響を受ける中小企業者の資金繰り支援の制度を適切に運用するとともに、経営改善・事業再生などに係る支援について、更なる充実を図ること。

<現状・課題>

中小企業を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、物価高騰や人手不足などにより、引き続き厳しい状況にある。

多くの中小企業者が利用した実質無利子融資の借入れの据置期間終了などによって、厳しい資金繰りの中で返済に苦慮する事業者も見受けられる。

そのため都は、地域の金融機関に対し、返済猶予や借換え等の柔軟な対応を要請しているが、監督官庁である国からも各金融機関に対して適切に指導していく必要がある。

国が公表した経済対策「再生支援の総合的対策」において、金融機関が事業者の経営を伴走支援する統一保証制度やセーフティネット保証4号は、令和6年6月末をもって終了するとされているが、今後も中小企業の資金繰りを適切に支援していく必要がある。

加えて、同経済対策においては、保証付融資の増大や再生支援等のニーズの高まりを踏まえ、監督指針の改正や中小企業支援機関との連携など、経営改善・再生支援に重点を置いた支援を強化しているが、コロナ禍以降悪化した中小企業の経営を根本から改善する上で重要であり、一歩先を見据えた支援や更なる連携強化を進める必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 新型コロナ対応融資を利用した多くの事業者において返済が始まる中、ウクライナ情勢やエネルギー関連の要因、金融情勢等により更なる経営環境の悪化が見込まれることを踏まえ、国から金融機関に対し、事業者からの返済猶予や借換えなどの要請に柔軟に対応するよう、指導を行うこと。
- (2) 政府系金融機関の実質無利子融資の取扱い終了後においても、中小企業の資金繰りのひっ迫など、事業者が直面する課題に対する支援の充実を図ること。
- (3) 様々な社会経済情勢の影響に苦しむ中小企業の経営状況を踏まえ、令和6年7月以降も、金融機関が事業者の経営を伴走し適切に資金繰りを支援する

とともに、経営改善・再生支援にも重点を置いた施策の充実を図ること。

- (4) セーフティネット保証の運用に当たっては、金融機関から中小企業への資金供給に支障が生じないように、感染症以外の資金繰り悪化要因も含めた指定や指定期間の延長等に適切に対応すること。
- (5) 信用保証協会や中小企業活性化協議会等の関係機関の連携強化に加え、監督指針改正による民間金融機関の人材活用・事業者のガバナンス向上に向けた支援など、個々の中小企業の状況や今後の事業展開を踏まえたきめ細かな支援を図るよう、関係機関へ要請を行うこと。

3 5 消費生活相談業務のD X化

(提案要求先 消費者庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

国が推進している消費生活相談D Xのプランにおいて、新システムの構築及び自治体間の広域連携や相談員の役割分担を提示しているが、これらの検討に当たっては自治体の意見を十分に聴取し、その意向を踏まえ、相談業務の実情に即した制度設計とすること。

<現状・課題>

国においては、令和3年度に消費生活相談のD Xに向けてアドバイザリーボードでの検討を開始し(※)、令和5年7月に「消費生活相談デジタル・トランスフォーメーションアクションプラン2023」及び「消費生活相談サービス運営標準ガイドライン」(以下「アクションプラン等」という。)を公表している。将来にわたって質の高い消費生活相談を提供していくためには、消費生活相談のD Xに係る新システム及び相談体制の構築に関し、実情に即した制度設計が必要である。

アクションプラン等には、消費生活相談における自治体間の広域連携の推進や、相談員の処遇や役割等について踏み込んで記載されている。しかし、全国には様々な規模の自治体が存在しており、地域の実情等に合わせて消費生活相談業務を実施しているため、統一することは非常に困難である。

<具体的要求内容>

消費生活相談D Xに係る新システムの構築及び自治体間の広域連携の推進や相談員の役割分担等の検討に際し、各自治体の実態把握のために聞き取りを行い、その意見を十分に反映することで、実効性の高い相談体制を円滑に構築できるよう取り組むこと。

また、これらの体制整備・運用に必要な財源を、継続的・安定的に措置すること。

※ アドバイザリーボードには都も自治体代表として参加している。

3 6 家庭における高速インターネット回線の整備

(提案要求先 総務省)

(都所管局 デジタルサービス局)

デジタルトランスフォーメーション推進に向けては、各家庭における通信環境が重要であることから、社会インフラとして家庭における高速インターネット回線の整備を行うこと。

<現状・課題>

生活の様々な場面でデジタルツールの活用が進展している。一方で、家計支出に占める通信費が増加しており、低所得世帯等に対する一層きめ細かな支援措置が必要な状況にある。

また、世界と比較して我が国の行政や企業、家庭におけるデジタルシフトは遅れており、それが社会の構造的な課題となっていることが浮き彫りとなっている。

今後、社会全体のデジタルトランスフォーメーションを進めていく上では、社会インフラのラストワンマイルともいえるべき各家庭の通信環境の格差を是正し、行政手続のオンライン化など、あらゆる家庭に対してクオリティの高い行政サービスを届けることが必要である。

<具体的要求内容>

社会インフラとして全ての家庭における通信環境を整備するため、被保護世帯及び低所得世帯等に対して必要な措置を講じること。

参 考

○ 根拠等

- ・家計支出に占める通信費の増加に関すること。
総務省「令和3年 情報通信白書」（令和3年7月）
- ・世界と比較したときの我が国のデジタルシフトの遅れ

	都市全体のデジタル化	デジタル/オープンガバメント	モビリティ	キャッシュレス
	SMART CITY GOVERNMENT RANKINGS 2018/2019 Eden Strategy Institute, ONG&ONG	E-Government Development Index 2018 国連	Urban Mobility Index 3.0 Arthur D. Little	キャッシュレス決済比率 経済産業省「キャッシュレスビジョン」 ※同調査では11ヶ国のみ比較（2015年）
1位	ロンドン	デンマーク	シンガポール	韓国 89.1%
2位	シンガポール	オーストラリア	ストックホルム	中国 60.0%
3位	ソウル	韓国	アムステルダム	(Alipay、WeChatPayのみ含む参考値) カナダ 55.4%
4位	ニューヨーク	イギリス	コペンハーゲン	イギリス 54.9%
5位	ヘルシンキ	スウェーデン	香港	オーストラリア 51.0%
6位	モントリオール	フィンランド	ウィーン	スウェーデン 48.6%
7位	ボストン	シンガポール	ロンドン	アメリカ 45.0%
8位	メルボルン	ニュージーランド	パリ	フランス 39.1%
9位	バルセロナ	フランス	チューリッヒ	インド 38.4%
10位	上海	日本	ヘルシンキ	日本 18.4%
11位	サンフランシスコ	アメリカ	東京	ドイツ 14.9%
：	東京（28位）	：	：	：

出典：各種レポートより作成

3 7 高病原性鳥インフルエンザ対策の強化【最重点】

(提案要求先 農林水産省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 高病原性鳥インフルエンザの発生要因を解明すること
- (2) 農場バイオセキュリティの徹底に向けた支援を強化すること

<現状・課題>

平成 16 年に国内で 79 年ぶりに発生した高病原性鳥インフルエンザは、これまで断続的に発生がみられたものの、令和 2 年以降、毎年発生し、令和 4 年シーズンにおいては、過去最大規模の発生となった。

この間、国は家畜伝染病予防法に定める飼養衛生管理基準の改正を幾度も行い、都道府県は本基準を遵守するよう家きん飼養者に対し指導を行ってきた。

しかし、依然として本病の発生リスクは継続しており、ここ近年では鶏舎内にウイルスを持ち込む野鳥の侵入防止に効果があるといわれるウインドレス鶏舎での発生が複数例確認されている。また、発症した鶏の位置も鶏舎入口から離れた場所で確認されている。

これ以上の発生を防ぐためには、発生事例にかかる疫学調査の迅速な実施と、今まで検討されていない全ての要因について検証を行い、ウイルス侵入経路を特定し、発生要因を解明する必要がある。

また、家きん飼養者にとって、飼料費や空調に要する電気代等の経費が高止まりしている中で農場バイオセキュリティ（家畜への病原体の侵入や病気のまん延を防ぐための取組）の徹底を図ることは、経営的な負担が大きいことから、その支援を強化する必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 高病原性鳥インフルエンザの発生要因の解明

発生事例にかかる疫学調査の迅速な実施と、養鶏施設の構造や野生動物におけるウイルスの保有・消失期間など、考えられる全ての要因について実証試験も含めた検証を行い、ウイルス侵入経路を特定し、発生の要因を解明すること。

(2) 農場バイオセキュリティの徹底に向けた支援の強化

国は、家きん飼養者が農場バイオセキュリティに取り組む場合、その経費の 2 分の 1 を助成しているが、対策の徹底に向け、その補助率を引き上げるとともに、速やかに活用できるよう改善を図ること。

38 豚熱及びアフリカ豚熱対策の強化

(提案要求先 農林水産省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 野生イノシシの豚熱対策を確実に実施するため、東京都が行う事業に必要な財源と経口ワクチンを確保すること。
- (2) 近隣国で発生しているアフリカ豚熱の国内侵入防止策を確実に実施するとともに、国内でのまん延防止対策に万全を期すこと。

<現状・課題>

平成30年9月に岐阜県で発生した豚熱は、北海道を除き、ほぼ全国に拡大し、養豚農家の経営に多大な影響を与えている。

このため、国は、豚熱発生県及びその隣接県(46都府県)をワクチン接種推奨地域に指定し、飼養豚への予防的ワクチン接種を進めるとともに、野生イノシシによる感染拡大を防ぐため、野生イノシシへの経口ワクチン散布を推進してきた。

都は、国の対策を踏まえ、令和元年12月末から養豚農家等への予防的ワクチンの接種を行うとともに、東京都野生イノシシCSF対策協議会を設立し、令和2年3月中旬から本協議会が経口ワクチンを散布し、感染防止に努めてきた。

こうした中、令和3年4月1日に、改正家畜伝染病予防法が施行され、野生イノシシへの経口ワクチン散布は、国庫負担金を財源とした都道府県が主体となって行う事務として位置付けられた。野生イノシシへの経口ワクチン散布は岐阜県、愛知県で散布が開始されてから5年が経過し、効果が得られているにもかかわらず、更なる検証が必要として未だ都道府県事務として散布が行えない状況である。本対策は長期にわたることが見込まれていることから野生イノシシの豚熱対策を確実に実行するため、野生イノシシにおける豚熱の浸潤状況調査、経口ワクチン散布等に係る経費について、国は必要な財源と経口ワクチンを確保し、各都道府県に配布することが必要である。

アフリカ豚熱については、有効なワクチンや治療法がなく、国内への侵入を許せば、非常に深刻な被害が生じると考えられている。世界ではアジア、ヨーロッパ、アフリカ各国で発生が続いており、とりわけ韓国では我が国との定期航路のある釜山広域市において野生イノシシの感染が連続して確認され、我が国への侵入リスクがますます高まっている。

国は動物検疫の強化や畜産物の輸入に係るPRを行っているが、違法な畜産物の輸入はいまだ後を絶たない。また、国内に本病が侵入した場合に備え、法改正を行い、予防的殺処分の規程を定めたほか、令和2年度よりワクチン開発に着手するなど、まん延防止の対策に取り組んでいるものの、野生イノシシへの対応については検討が始まったばかりである。

今後、都内の養豚農家が安心して経営を継続していくためには、対策の強化が

必要である。

こうしたことから、以下の要求を行う。

< 具体的要求内容 >

(1) 野生イノシシの豚熱対策の確実な実施

家畜伝染病予防法に基づき、野生イノシシの豚熱経口ワクチン散布を同法第 60 条第 1 項第 8 号に定める農林水産大臣が特に必要と認める投薬として指定すること。

本事業に係る経費を各都道府県に対し国庫負担金として交付し、必要な財源を国が確保すること。

経口ワクチンを承認済みの動物用医薬品として国内流通できる体制を構築し、都道府県が円滑に経口ワクチンを確保できる体制を整えること。

(2) アフリカ豚熱の国内侵入防止策の確実な実施等

空港など水際での防疫体制を一層強化するとともに、可能な限り早期に飼養豚及び野生イノシシに対するワクチンを開発すること。

野生イノシシにアフリカ豚熱が確認された場合に備え、特定家畜伝染病防疫指針に規定する都道府県による積極的な死体探索方法と併せて、死体の回収・処理方法について、国内の山岳地形等を踏まえた上で、実現性のある手法を早急に開発すること。また、本手法に基づく対応を行った都道府県に対し、十分な予算措置を行うこと。

39 キンメダイの資源管理の推進に向けた対策の強化

(提案要求先 農林水産省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 資源評価精度の向上に不可欠な水揚げ情報の収集体制を構築すること。
- (2) 漁業収入安定対策事業について、強度資源管理タイプの対象となる魚種の拡大を図ること。
- (3) キンメダイ漁業について、資源管理の強化に伴い許可制を導入すること。

<現状・課題>

キンメダイは、都の漁獲金額の約 45%を占める重要な魚種であり、主要漁場の一つである伊豆諸島周辺海域では、東京都のほか、千葉、神奈川、静岡の漁船が入り合って操業を行っている。

これらの1都3県の漁業者は、キンメダイの持続的な利用を図るため、体長の制限や禁漁区の設定、漁具の制限などの自主的な資源管理に取り組んできた。

しかし、海洋環境の変動等により漁獲量は長期的に減少傾向にあり、キンメダイの資源回復は重要な課題となっている。

こうした中、国で改正された漁業法のもと、キンメダイを漁獲可能量（TAC）管理の対象に加える方針を示しており、これまで資源管理に取り組んできた漁業者は、更なる規制の強化につながるのではないかと不安を募らせている。

持続可能なキンメダイ漁業の実現に向け、資源管理を推進していくためには、国において、漁業操業実態を把握し、より精度の高い資源評価に基づき、関係者の合意の下取組を進めることが必要である。また、漁獲量の減少による経営への影響に不安を抱える漁業者へのサポートを図るとともに、無秩序な漁場への参入を抑制していくことも不可欠である。

このため、以下の要望を行う。

<具体的要求内容>

(1) 水揚げ情報の収集体制の構築

キンメダイ漁業について、資源評価精度の向上に不可欠な水揚げ情報の収集体制を構築すること。

(2) 漁業収入安定対策事業の拡充

キンメダイなど、地域において重要な魚種の資源管理に取り組む漁業者が、漁獲金額が減少した場合に経営の安定が図れるよう、資源管理指針・計画作

成要領を改正し、強度資源管理の対象を拡大するとともに、クロマグロ漁業と同様に漁業共済の払い戻し判定金額の下げ止め措置を講じること。

(3) 資源管理の強化に伴う許可制の導入

無秩序な参入抑制の観点から、国による許可制を導入すること。許可制の導入に当たっては新規就業者の確保・育成の観点にも配慮すること。

4 0 公共職業訓練施設の入校申請に必要なハローワークにおける手続の電子化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

公共職業訓練施設の入校申請に必要なハローワークにおける手続の電子化等を進めること。

<現状・課題>

公共職業訓練の受講希望者のうち、雇用保険受給者等はハローワーク経由での申込みが必要である。

ハローワークでは、受講希望者から申込みを受ける場合、相談対応や手続の説明、入校願書の受付などを対面で実施することとしている。

都では現在、公共職業訓練のオンライン化を進めているが、こうした取組をより効果的に進めるためには、入校申請手続においてもオンライン化が必要である。

<具体的要求内容>

公共職業訓練施設への入校に当たり、受講希望者がハローワークにおける手続の電子申請やオンラインを活用した相談等ができるよう運用を見直すこと。

4 1 フリーランスが安心して働ける環境の整備に向けた支援の充実

(提案要求先 公正取引委員会・厚生労働省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

フリーランスに係る取引の適正化や就業環境の整備に向け、新法の周知の徹底と適切な運用等を図ること。

<現状・課題>

内閣官房等がフリーランスを対象に行った令和3年の調査では、優越的地位にある事業者がその地位を利用し、正常な商慣習に照らしてフリーランスに不当に不利益を与えている実態が明らかになっている。

また、令和4年4月より、改正育児・介護休業法が順次施行され、改正労働施策総合推進法でも、職場のパワーハラスメント防止措置が全ての企業において義務化されるなど、労働者の職場環境について整備が進む一方、労働者性が認められづらいフリーランスの就業環境については、その整備がいまだ十分とは言えない状況にある。

こうした中、令和5年4月に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」が成立したところであるが、同法の適切な運用に向けては、各事業者に対する周知啓発や支援の充実を図り、フリーランスが安心して働ける環境の整備を促進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) フリーランス・事業者間取引適正化等法に定める取引の適正化や就業環境の整備等について、今後、実態を踏まえた効果的な仕組みとするとともに、制度の詳細について、その内容が委託事業者とフリーランスの双方に十分理解されるよう、周知啓発のほか、相談対応等において具体的な助言を行うこと。
- (2) 委託事業者がフリーランスからの申出に応じて、育児介護等と両立して業務遂行できるよう必要な配慮を行い、また、ハラスメント行為に係る相談対応など必要な体制の整備等に取り組むように後押しするため、必要な措置を講じること。
- (3) フリーランスの就業形態などに関する調査により把握した実態を踏まえ、フリーランスが安心して働ける環境を整備するために必要な対策の検討を進めること。

参 考

(国の動向)

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）の概要等

○趣旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備する。

○内容

- ① 特定受託事業者に係る取引の適正化
- ② 特定受託業務従業者の就業環境の整備
- ③ 違反した場合等の対応
- ④ 相談対応等の取組

・施行日 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日